

# 第3次 京都市産業廃棄物 処理指導計画

[2011年～2020年]



循環型社会の構築と地域から信頼される  
産業廃棄物処理体制の確立に向けて

平成23年3月  
京 都 市

## 第3次京都市産業廃棄物処理 指導計画の策定に当たって

京都市長 かど かわ だい さく  
門川 大作



「きれいな空気，清らかな川，静かなまちなど，京都はよい環境が保たれている」。そう感じておられる方がますます増えていることが，市民の皆様へ生活実感をお伺いした最近の調査でわかりました。美しい京都のまちを次代に引き継いでいこうと，市民や事業者の皆様と共に汗して進めてきた地道な取組の成果であると，嬉しく，誇らしく思います。

「京都議定書誕生の地」，「環境モデル都市・京都」。その誇りや責任を市民や事業者の皆様と共にしながら，これからも低炭素・循環型のまちづくりを全力で進めていこうと，この度，京都市では「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」を策定しました。

この計画では，産業廃棄物の3R（発生抑制，再使用，再生利用）や適正処理を進めるため，排出事業者や処理業者，市民の皆様と共に今後10年間に取り組むべき施策やそれぞれが果たすべき役割等について明らかにしています。

京都市では，今後とも，現在進めている一般廃棄物の総量半減を目指した取組と合わせ，産業廃棄物の3Rや適正処理を全力で進めて参ります。

次の世代に「美しい京都」を引き継ぐため，かけがえのない地球環境を守りぬくため，これからも共に力を合わせて参りましょう！

# 目 次

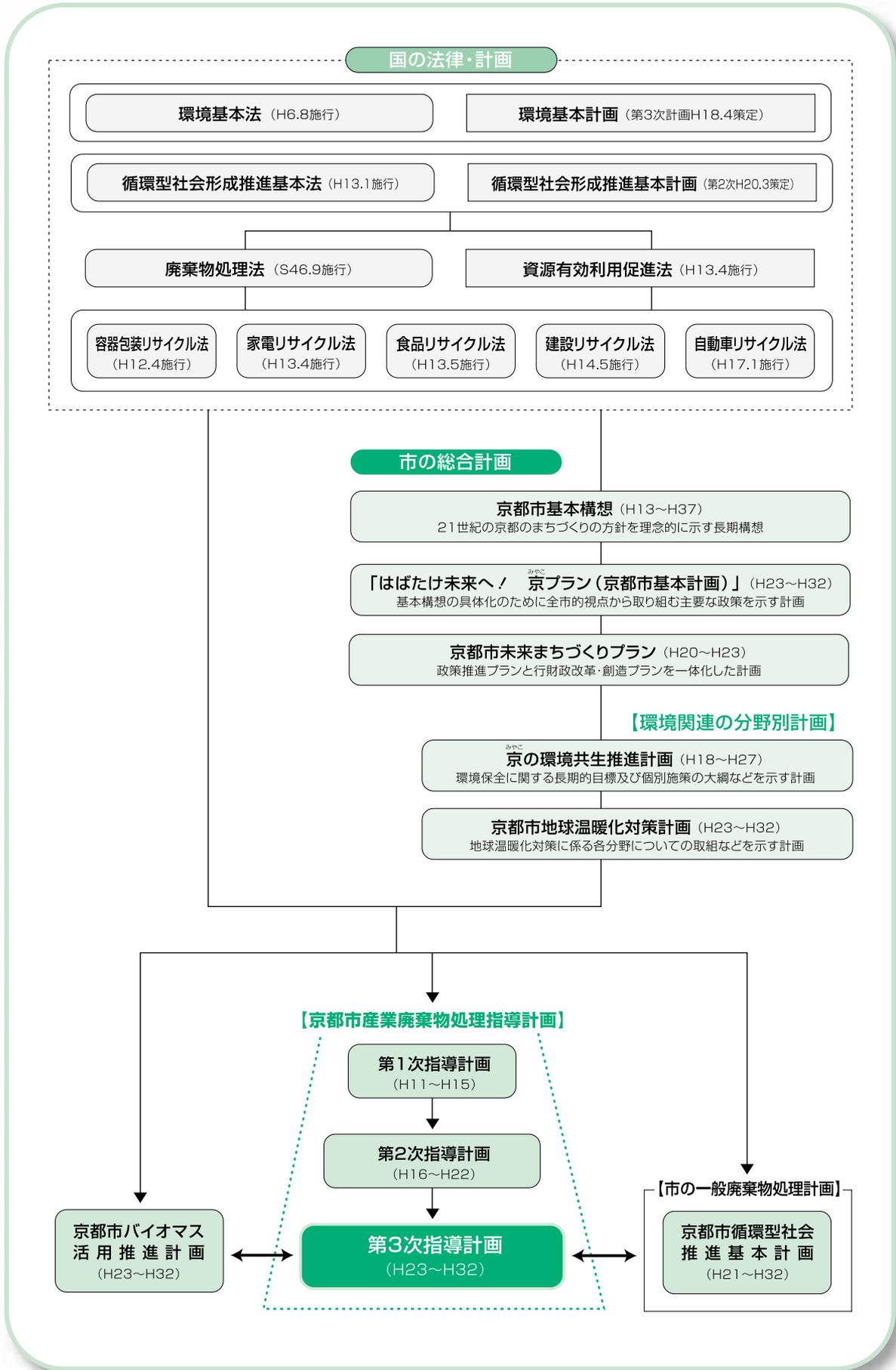
<b>1</b>	<b>指導計画の趣旨と位置付け</b> .....	1
<b>2</b>	<b>新たな指導計画策定の背景</b> .....	3
	(1) 廃棄物処理法の改正 .....	3
	(2) 京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）の改定 .....	3
	(3) 第二次循環型社会形成推進基本計画の策定 .....	3
<b>3</b>	<b>計画期間</b> .....	4
<b>4</b>	<b>基本的理念</b> .....	4
<b>5</b>	<b>京都市における産業廃棄物処理の現状（推計）</b> .....	6
	(1) 産業廃棄物の発生量等の推移 .....	6
	(2) 第2次計画の数値目標項目の達成状況 .....	9
<b>6</b>	<b>排出事業者，処理業者，市民及び京都市が果たすべき役割</b> .....	10
	(1) 高い意識を持ち環境保全の取組を実行する排出事業者 .....	10
	(2) 排出事業者や地域から信頼される処理業者 .....	10
	(3) 不適正処理を許さない・3R推進の意識を持つ市民 .....	11
	(4) 3Rや適正処理の指導と相互のコーディネート役としての京都市 .....	11
<b>7</b>	<b>京都市の施策</b> .....	12
	(1) 排出事業者に対する施策 .....	13
	(2) 処理業者に対する施策 .....	23
	(3) 市民に対する施策 .....	28
<b>8</b>	<b>実効性ある施策の推進のために</b> .....	30
	(1) 取組指標の設定 .....	30
	(2) 京都市産業廃棄物3R推進協議会（仮称）の設置 .....	30
	(3) 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導 .....	31
<b>9</b>	<b>災害時でも安心な廃棄物処理体制の構築</b> .....	32

# 指導計画の趣旨と位置付け

- 1) 指導計画は、循環型社会の構築という大きな目標に向かって、京都市として産業廃棄物行政を積極的に推進していくための基本的な方向を示し、また、排出事業者、処理業者、市民の皆様と京都市が共に取組を進めていくための指針（ガイドライン）とするものです。
- 2) 産業廃棄物に係る排出事業者や処理業者に対する規制は全国一律のものとして廃棄物処理法や個々のリサイクル法で厳格に定められていますが、指導計画では、廃棄物処理法等の趣旨や京都市循環型社会推進基本計画の内容などを踏まえ、京都市の実情を勘案して、効果的に指導していくための具体的な施策を定めました。



図 循環型社会構築に向けた法律及び計画



## 2 新たな指導計画策定の背景

京都市では、平成11年5月に「京都市産業廃棄物処理指導計画」を、平成16年3月には第2次計画として「新京都市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、市内から発生する産業廃棄物の発生抑制とリサイクル、適正処理を推進するために様々な取組を行ってきました。

新たな指導計画は、第2次指導計画から引き続き取り組む施策及び平成22年5月に改正された廃棄物処理法や平成22年3月に改定された京都市循環型社会推進基本計画など社会経済情勢の変化を踏まえ、策定しています。

### 1 廃棄物処理法の改正

国においては、産業廃棄物排出事業者対策の強化と産業廃棄物処理業の優良化の推進等を図るべく、平成22年5月に廃棄物処理法が改正されました（施行：平成23年4月）。

これは、不適正処理をなくし適正処理をより一層推進するためには、処理業者に対する規制だけでは限界があり、排出事業者に対してその処理責任を徹底することと、優良な処理業者の育成に努めることが必要であるとの認識に基づくものです。

また、法改正では、廃棄物処理施設（焼却施設や最終処分場など）の維持管理対策の強化と焼却時の熱回収の促進も図られることとなりました。

### 2 京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）の改定

京都市は、平成32年度の一般廃棄物の量をピーク時（平成12年度）と比べて半分以下に減らすことを目指し、平成22年3月に京都市循環型社会推進基本計画（一般廃棄物処理基本計画）を改定し、一般廃棄物を排出する事業者に対して分別とリサイクルを推進することとしました。

### 3 第二次循環型社会形成推進基本計画の策定

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、第二次循環型社会形成推進基本計画が策定されました（平成20年3月）。

この計画では、これまでの取組を踏まえ、循環型社会の形成を軸に、低炭素社会、自然共生社会の構築に向けた取組との統合、地域ごとにものが循環する社会の構築などが新たに盛り込まれています。



## ●第3次京都市産業廃棄物処理指導計画

# 3 計画期間

計画期間は、京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）との整合を図り、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

なお、本計画は、今後の社会経済情勢の動向や施策の施行状況を踏まえ、概ね5年を目途に見直すこととします。

## ●第3次京都市産業廃棄物処理指導計画

# 4 基本的理念

私たちが行ってきた大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境の保全と健全な物質循環を阻害しています。

このような活動様式を続けた場合には、地球温暖化や天然資源の枯渇など、社会の持続可能な発展に支障を来すことは明らかです。

このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する天然資源をできるだけ少なくし、環境への負荷を少なくする循環型社会を構築していかなければなりません。

循環型社会の構築は、二酸化炭素などを大幅に削減する低炭素社会や自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の構築に密接に関わっており、ともに持続可能な社会を創るための必要条件となるものです。

京都市では、将来世代のいのちと安全を守るため、先駆的かつ積極的に環境の保全、3R<sup>\*</sup>の推進と適正処理の確保を図るとともに、高い意識を持つ排出事業者と地域から信頼される健全な廃棄物処理業者の育成を目指します。

### ※3R

循環型社会形成推進基本法では基本原則として、①発生抑制（リデュース：Reduce）、②再使用（リユース：Reuse）、③再生利用（マテリアルリサイクル：Material Recycle）、④熱回収（サーマルリサイクル：Thermal Recycle）、⑤適正処理の順に優先順位を定めています。その理由として、一般的に環境負荷の小さいものを優先するという考え方に基づくもので、大量廃棄、大量リサイクルなどは、それに伴う新たなエネルギー投入や環境への負荷を生ずることから、発生抑制を最も優先させることとしています。



● 本計画は、次のような視点から、策定しています。

①

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。3Rを推進し適正処理を確保するためには、まず排出事業者の高い意識とそれに基づく行動が重要です。

②

不適正処理を行う処理業者は、規制を厳しくするだけではなくなりません。排出事業者が処理業者を選択する際に、価格だけで判断せず、適正処理に努める処理業者が優位となるようにしていかなければなりません。

③

地域社会において①②が当たり前のこととなるためには、排出事業者の意識・行動改革や処理業者の優良化に向けた努力だけでなく、市民の意識の高揚も必要です。

④

京都市には、法に基づく適正処理の指導に加え、①②③の実現に向けた誘導策を講じることが求められています。

# 京都市における産業廃棄物処理の現状（推計）

## 1 産業廃棄物の発生量等の推移

京都市では、平成8年度、13年度、20年度における産業廃棄物の実態について調査を実施しています。

発生量は図1のとおり、平成8年度と平成13年度を比べると710千トン減少し、平成13年度と平成20年度を比べると178千トン減少しています。

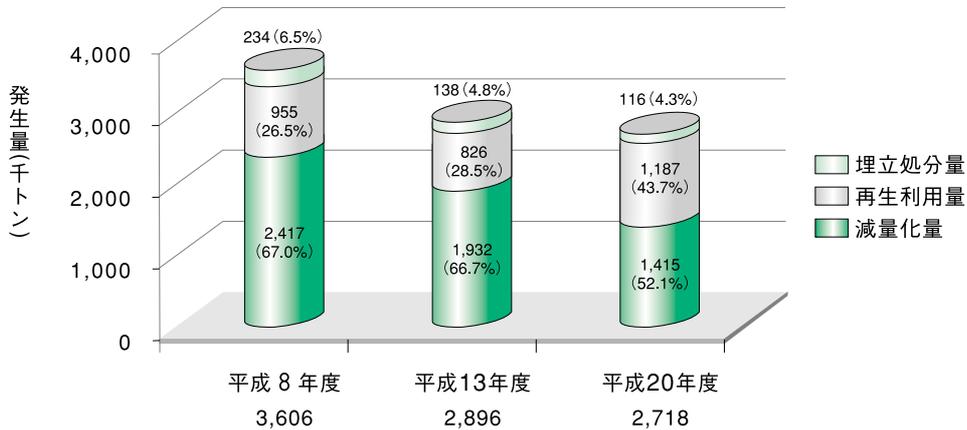


図1 産業廃棄物・処分別発生量

発生量を業種別に見ると、図2のとおり製造業等その他は大きく減少し、上下水道業は横ばいとなっています。

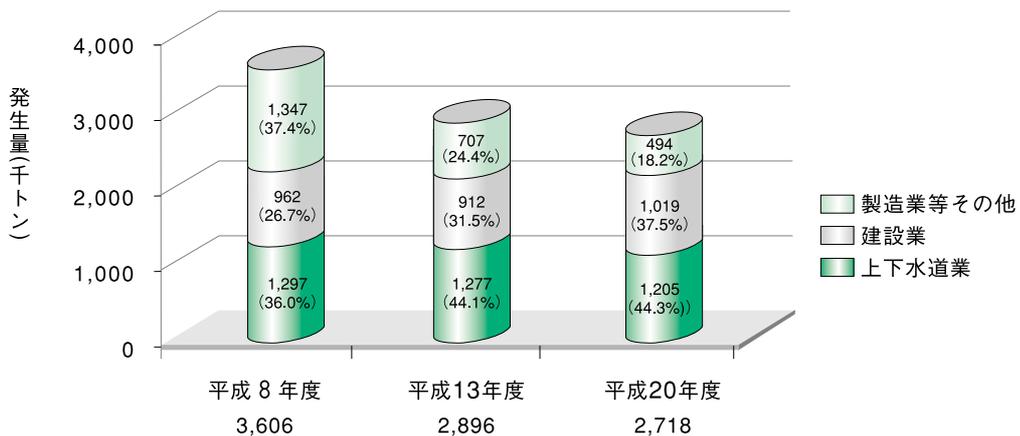


図2 産業廃棄物・業種別発生量



平成20年度における産業廃棄物の処理処分フローを図3に示します。

発生量2,718千トンのうち、有償物を含めた再生利用量は1,187千トン（43.7%）、脱水や焼却などによる中間処理量は2,666千トン（98.1%）でした。

また、中間処理による減量化量<sup>※</sup>は1,415千トン（52.1%）で、埋立処分量は116千トン（4.3%）でした。

※ 減量化量とは、発生後に脱水や焼却などにより減量した量のこと。

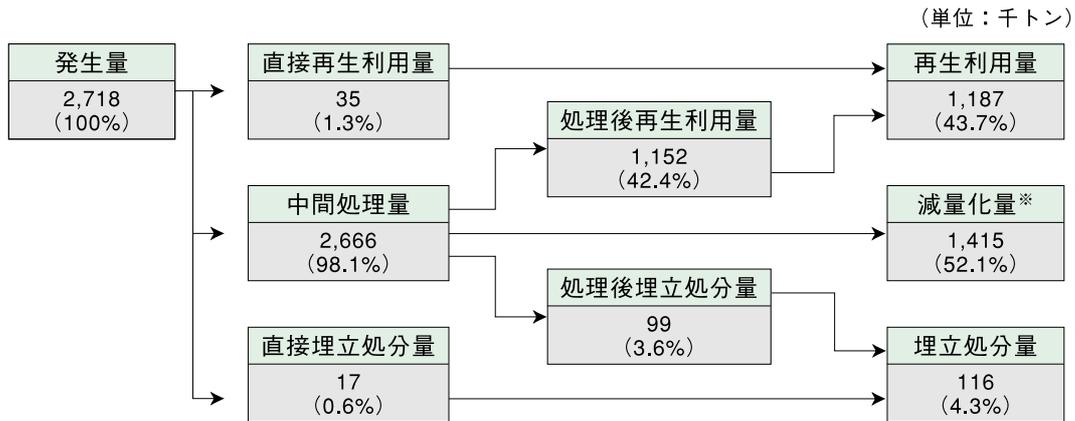


図3 産業廃棄物・処理処分フロー（平成20年度）

産業廃棄物の種類別の発生量を図4に示します。

発生量2,718千トンのうち汚泥の1,432千トン(52.7%)が最も多く、次いでがれき類の837千トン（30.8%）でこの2種類で発生量の80%以上を占めています。

なお、汚泥のうち1,205千トン（44.3%）は上下水道汚泥です。

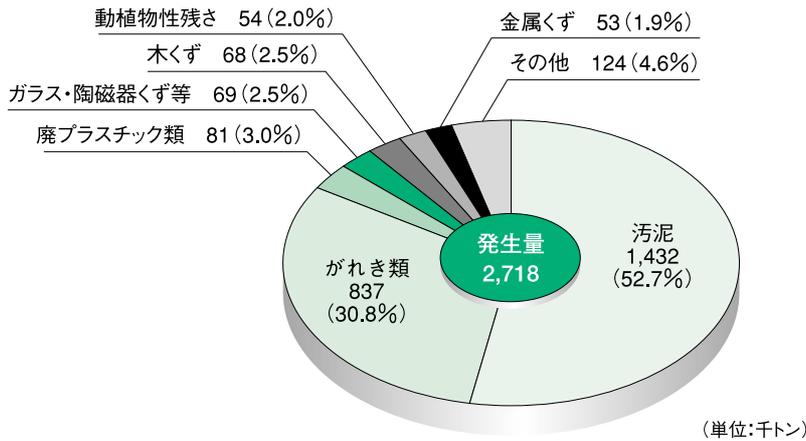


図4 産業廃棄物・種類別発生量（平成20年度）



平成20年度に埋立処分された産業廃棄物の種類を図5に示します。

埋立処分量は116千トンで、そのうち汚泥が67千トン（57.8%）、次いで廃プラスチック類12千トン（10.3%）、がれき類10千トン（8.6%）、木くず8千トン（6.9%）、ガラス・陶磁器くず等7千トン（6.0%）、紙くず5千トン（4.3%）、その他7千トン（6.0%）となっています。

なお、汚泥67千トンの内訳は製造業等から発生する汚泥32千トン（27.6%）、上下水道汚泥22千トン（19.0%）、建設系汚泥13千トン（11.2%）、となっています。

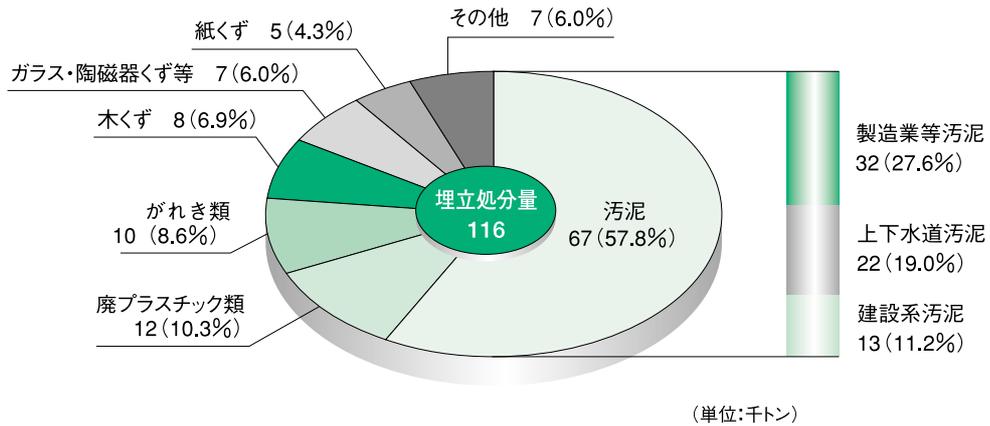


図5 産業廃棄物・種類別埋立処分量 (平成20年度)

次に、業種別の埋立処分量を図6に示します。

埋立処分量が最も多かった業種は、建設業44千トン（37.9%）で、次いで製造業41千トン（35.3%）、上下水道業22千トン（19.0%）となっており、これら3業種で9割以上を占めています。

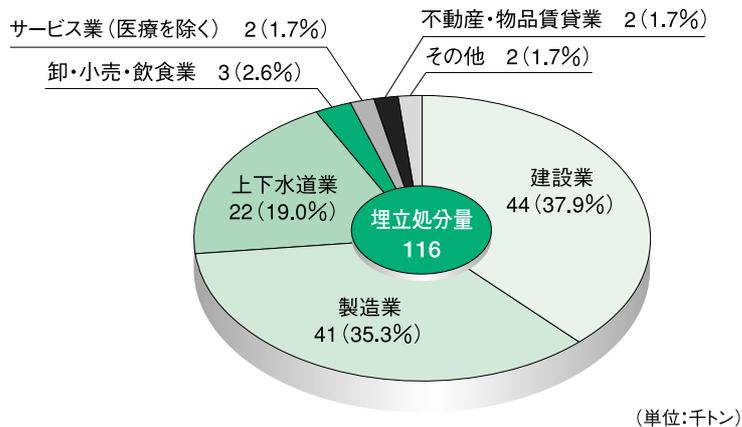


図6 産業廃棄物・業種別埋立処分量 (平成20年度)

## 2 第2次計画の数値目標項目の達成状況

表 第2次計画数値目標項目の達成状況一覧

目標項目	平成13年度 (実績値＝基準値)	平成20年度 (実績値)	平成22年度 (目標値)
発生抑制率	2,896千トン	6%減 (2,718千トン)	5%減 (2,744千トン)
再生利用率	28%(826千トン)	16ポイント増 44%(1,187千トン)	4ポイント増 32%(882千トン)
埋立処分量	138千トン	16%減 (116千トン)	50%減 (68千トン)

- (1) 第2次計画では、平成13年度を基準として平成22年度に達成すべき目標として産業廃棄物の発生抑制率、再生利用率、埋立処分量を数値目標に設定していました。
- (2) 発生量は平成8年度(3,606千トン)と平成13年度を比べると20%減少していますが、その後の平成13年度と平成20年度を比べると6%の減少となり、減少割合は逡減してきています。  
平成20年度の発生量を業種別に見ると、製造業は平成8年度に比べて853千トン減少しており、特に発生抑制が図られています。
- (3) 平成20年度の再生利用率は、平成13年度と比べて16ポイント増加し44%となっており、既に高い水準<sup>\*1</sup>に達しています。
- (4) 平成20年度の埋立処分量は、116千トンであり、平成8年度の234千トンの約半分まで減少しましたが、第2次計画で掲げた数値目標を達成するには至りませんでした<sup>\*2</sup>。
- (5) 今後とも発生量と埋立処分量の減少に向けて取組を進めていく必要があります。  
なお、埋立処分量は発生量の増減によって大きく影響を受けるため、その減少に向けた取組の効果を示す新たな指標を設定する必要があります。

※1 発生量2,718千トンのうち汚泥が1,432千トン(52.7%)を占めています。  
汚泥は脱水や焼却などの中間処理により1,350千トンが減量され、82千トンの残さとなります。  
この残さに他の産業廃棄物の発生量を併せた場合の再生利用率は約87%となります。

※2 発生量は再生利用量、埋立処分量及び減量化量の総和と等しいという関係があり、数値目標の設定に際しては、項目間の整合性に留意する必要があります。  
埋立処分量だけが数値目標を達成するに至らなかったのは、その設定数値に他項目との整合性が欠けていたことによるものです。



## 排出事業者、処理業者、市民及び京都市が果たすべき役割

循環型社会を構築していくためには、産業廃棄物の処理にかかわる排出事業者、処理業者、市民及び京都市が、法令遵守や適正処理だけにとどまらず、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働しながら、行動を一歩進めていくことが必要です。

### 1 高い意識を持ち環境保全の取組を実行する排出事業者

- ア 排出事業者が健全な経営を行い社会から信頼を得ていくためには、企業倫理や法令の遵守だけでなく、環境に配慮し、発生抑制や循環資源の利用の拡大、枯渇性資源の使用の抑制に努めることも必要です。また、耐久性に優れた製品やリサイクルし易い製品の製造・販売に努めることも必要です。さらに、地域社会への貢献にも取り組むなど、その社会的責任（CSR）を積極的に果たすことが重要です。
- イ 排出事業者にとって、法令を遵守した適正処理、廃棄物の発生抑制やリサイクルに最大限の努力を行うことは、まさに社会的責任（CSR）の実践であります。そして、その実践なしに、この美しい京都のまちを次代の子供たちにつなげ、地域社会から信頼されて事業活動を継続していくことはできません。

### 2 排出事業者や地域から信頼される処理業者

- ア 処理業者は、循環型社会の推進に重要な役割を果たしています。排出事業者から委託を受けて産業廃棄物の処理を行うにとどまらず、適正処理やリサイクルの専門家として、排出事業者への処理方法等に関する情報提供やコンサルティングに努め、かつ自らの事業内容の透明性と公開性を高めることで、排出事業者や地域の信頼を獲得して、高い社会的評価を目指していかなければなりません。
- イ そのためには、法令を遵守した適正処理や環境保全対策の徹底は当然のこと、再生可能エネルギーや熱回収など環境に配慮した事業運営を行うとともに、地域社会への貢献や情報発信を積極的に行う中で、優良事業者として成長し、また、業界全体のレベルアップに努めることが重要となってきます。



### 3 不適正処理を許さない・3R推進の意識を持つ市民

- ア 市民は、快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造、電気事業や上下水道事業において、多くの産業廃棄物が発生していることや、そのリサイクルも含めた処理が資源循環に大きくかかわっていることを正しく理解しなければなりません。
- イ 市民は、従来のライフスタイルを見直して、商品等の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品や再生品を選択するように努め、そのような行動の一つひとつの積重ねが、大量生産や天然資源の投入の抑制につながることを認識して行動しなければなりません。

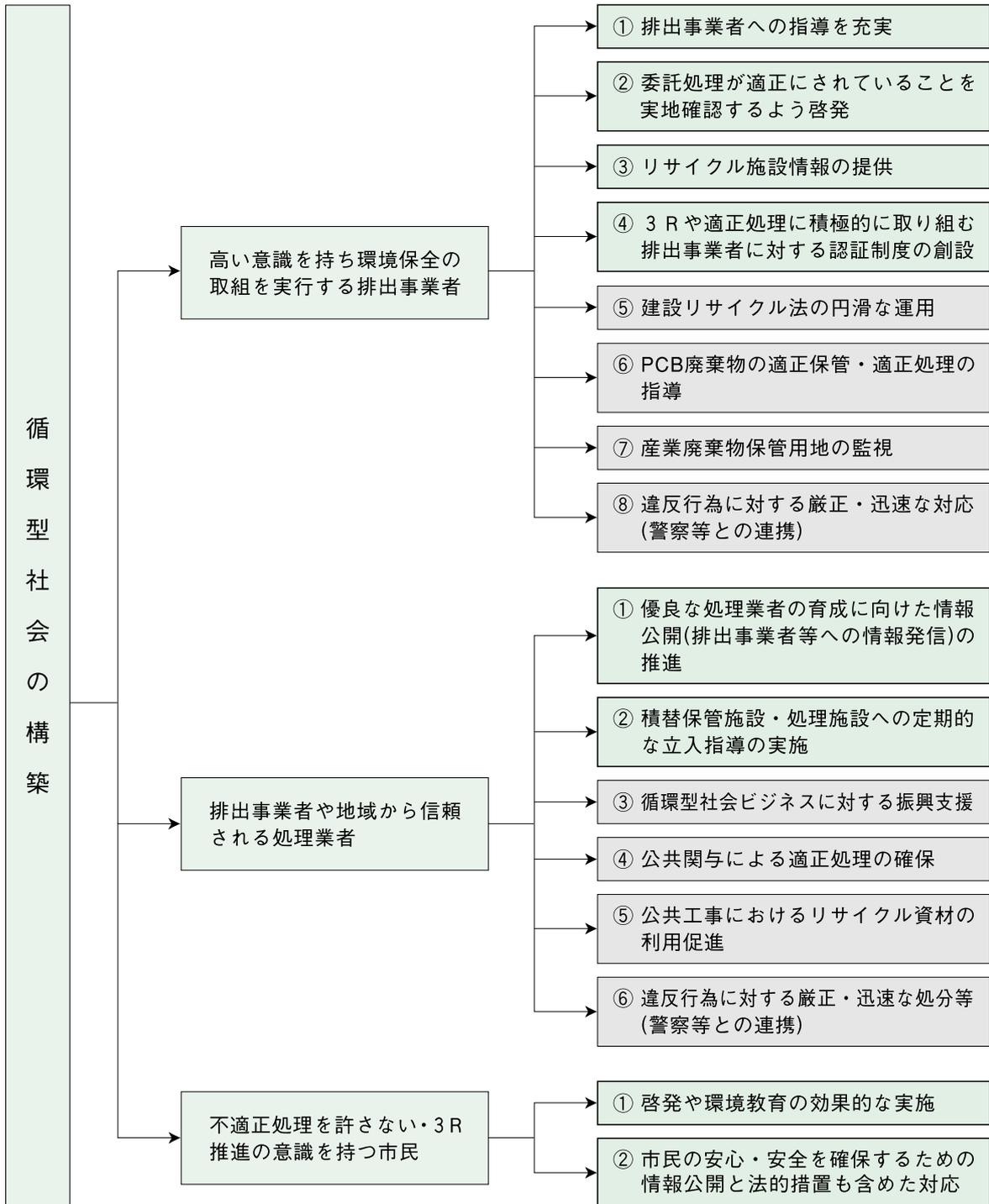
### 4 3Rや適正処理の指導と相互のコーディネート役としての京都市

- ア 京都市は、3Rの推進と適正処理の確保に向けた指導に加え、排出事業者と処理業者、市民の各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援、育成を行うとともに、相互に連携、協働できるようコーディネートに努めます。
- イ 排出事業者に対しては、適正処理の方法を十分に周知し、排出から最終処分に至るまで排出者責任を全うすることを徹底するとともに、特に優れた取組を行う事業者の状況については広く公表するなどして、適正処理や環境に配慮した取組の更なる拡大に努めます。
- ウ 処理業者に対しては、不適正処理を行う者には厳しいペナルティを課すとともに、優良で信頼性の高い者についてはその育成を推進し、産業廃棄物処理に対する信頼を高める仕組みづくりを進めます。

# 7 京都市の施策

それぞれが果たすべき役割

施策 (    :新規・充実)



この計画では、3Rの推進と適正処理の確保に向けた指導に加え、排出事業者と処理業者、市民の各主体が先に述べたそれぞれの役割を十分に果たせるよう、京都市が今後取り組む重点施策を明らかにしました。

## 1 排出事業者に対する施策

### 1 排出事業者への指導を充実【充実】

排出事業者に対する指導を、これまでの多量排出事業者（1千トン以上／年間）から排出規模の小さい事業者に順次拡大して、3Rと適正処理の推進に向けた指導を充実します。

製造業や建設業など多量の産業廃棄物を排出する事業場については、廃棄物処理法で産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の提出が義務付けられ、またISO、KESなど環境マネジメントシステムの認証取得が自主的に進められるなど、3Rと適正処理が推進されてきました。

しかし、排出規模の比較的小さい卸小売業やサービス業などの事業者については、3Rや適正処理の取組に関し、まだまだ改善の余地が大きいことから、今後は、指導の対象を排出規模の比較的小さい事業者に順次拡大し、産業廃棄物の適正処理について周知徹底するとともに3Rの推進に向けた情報提供やアドバイスを積極的に行っていきます。



- 廃棄物には**一般廃棄物**と**産業廃棄物**の区分があること（例えば、事業場から排出される発泡スチロールなどの廃プラスチック類は産業廃棄物に区分されることなど）
- 3Rを進めるには、一般廃棄物と産業廃棄物に分けたうえで、**廃棄物の種類ごとに分別**を徹底する必要があること（分別が不徹底であり中間処理業者の受入基準に適合しない場合には、リサイクルができず、結果的に焼却や埋立処分が行われる）
- 産業廃棄物の収集運搬や中間処理、最終処分の処理を業者に委託する場合には、産業廃棄物の処理の許可を受けた業者と**書面で契約を締結し、産業廃棄物を引き渡す際には産業廃棄物管理票\***を交付すること（一般廃棄物は、一般廃棄物の処理の許可を受けた業者に委託すること）
- 排出事業者は、処理業者に委託しても、**最終処分が完了するまで適正処理の責任**があること（著しく安い料金で委託しないこと、中間処理や最終処分が契約どおりに行われたどうか実地確認することなど）



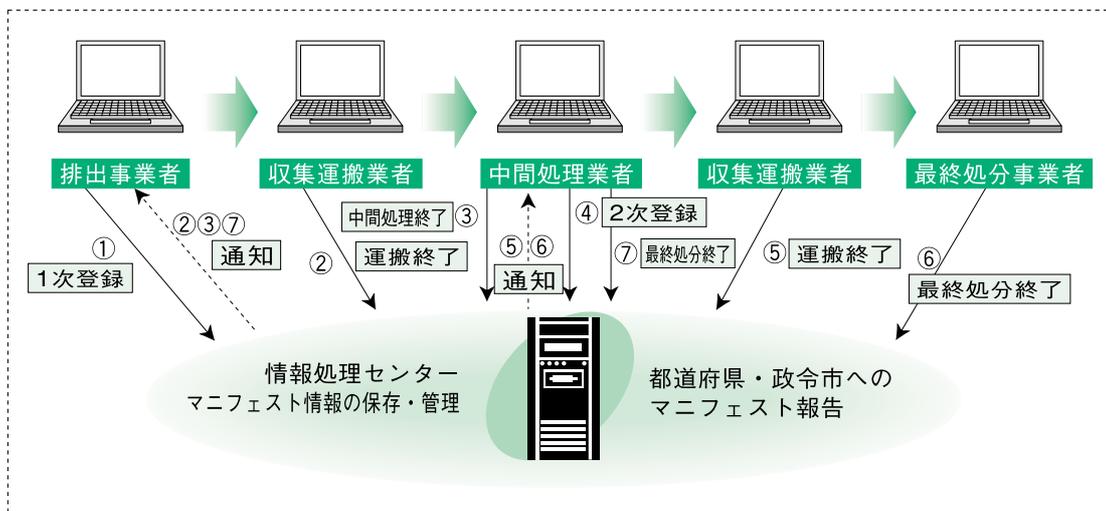
※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的として、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、管理票に産業廃棄物の種類、数量、委託先など必要事項を記載して、処理業者に交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しを受け取ることにより、産業廃棄物の処理状況を確認するものです。

産業廃棄物管理票には、複写式伝票の紙マニフェストとインターネットを活用した電子マニフェストがあります。

電子マニフェストは、排出事業者による管理票の保存が不要、廃棄物の処理状況の確認が容易、管理票の誤記・記載漏れを防止、管理票交付状況の行政報告が不要など多くの利点があります。

※ 多量排出事業者とは、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者で、前年度の発生量が、産業廃棄物の場合は1千トン以上、特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上の事業者のことをいいます。

〈 電子マニフェストシステムの仕組み 〉



## 2 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発【新規】

排出事業者に対して、適正な委託処理が確保されるよう、産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の適正な運用と、委託した処理の実地確認の重要性について指導を徹底します。

排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで、その一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければなりません。

京都市は、排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、排出事業者に対して、産業廃棄物管理票の交付について指導を徹底するとともに、委託した産業廃棄物の処理が委託契約書に則って適切に実施されていることを定期的に確認するよう指導を行います。

なお、電子マニフェストについては、少量・少頻度の排出事業者には費用負担等の課題もありますが、適正処理の確保、事務の簡素化の観点から、更なる普及を促進していきます。



中間処理施設



最終処分場

適正処理の確認は  
マニフェストだけでは  
なく、委託先での  
処理工程を「見る」  
ことも重要だよ！



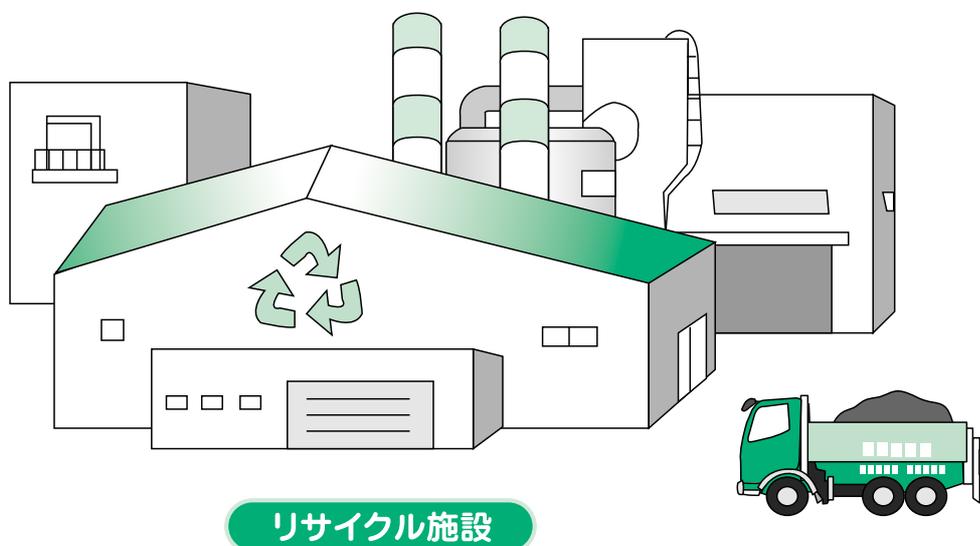
### ③ リサイクル施設情報の提供【充実】

リサイクル施設に関する情報を使いやすくとりまとめて公表するなど、排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。

排出事業者が、産業廃棄物の分別を行ってリサイクルを推進するためには、自らリサイクルを行うか、リサイクル業者を選定して処理を委託する必要があります。

そのため、市内のリサイクル施設（中間処理許可業者や京都府再生利用登録業者）の受入品目や所在地等の情報をとりまとめて市ホームページで公表するなど、リサイクルに取り組もうとする排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。

また、産業廃棄物は市域内だけで処理されるものではないため、京都府の「産業廃棄物減量リサイクル支援センター（仮称）」とも連携を図り、リサイクルがより一層推進できるよう取組を進めていきます。





#### 4 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設【新規】

排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、リデュースやリサイクルなどに努めるとともに電子 manifests の導入や委託処理の実地確認の実施など一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表します。

京都市では、排出事業者や処理業者から、産業廃棄物の排出量やその処理状況等とともに、産業廃棄物の処理に係る環境負荷の低減や循環型社会の構築に向けて行っている自主的な取組、数値目標、処理フローなどについて報告を受け、これらの情報を本市ホームページに公表する「産業廃棄物自主行動計画」制度に取り組んできました。

第3次指導計画では、この「産業廃棄物自主行動計画」を改め、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理に取り組む排出事業者で一定の基準に適合している場合は申請に基づき、新たに認証して公表することで、3Rや適正処理の取組を推進するインセンティブとしていきます。

なお、この認証制度では、多様な評価項目を設定し、排出事業者の取組状況に応じた認証を行うなど多くの排出事業者が参加しやすいような仕組みづくりに努めます。

##### 基準とする評価項目の具体例

発生抑制・分別排出・再生利用の取組状況、委託先処理状況の実地確認、環境マネジメント認証取得、電子 manifests 導入状況等

#### 5 建設リサイクル法の円滑な運用【継続】

建設リサイクル法の届出対象建設工事について、立入指導や再資源化等実施状況の報告徴収を徹底し、資源の有効活用と産業廃棄物の適正処理を促進します。

京都市では、建設リサイクル法に規定される一定規模以上の建築物等の解体工事や新築工事等を対象に定期的に立入指導を実施しています。

解体工事等の現場では、分別解体、分別排出及び特定建設資材廃棄物の再資源化の徹底について指導するとともに、特定建設資材廃棄物以外のものについても、リサイクルが可能なものはリサイクルを、困難なものについては適正処理を行うよう指導しています。



さらに、京都市では、届出対象建設工事の元請業者に対して、工事完了後、速やかに再資源化等実施状況報告書を提出することを求めており、廃棄物が安易に焼却や埋立処分がなされないよう指導しています。

今後とも、届出対象建設工事に係る立入指導や報告徴収を継続するとともに、発注者となり得る一般市民も含めたすべての関係者が建設リサイクル制度について理解を深めてもらうための周知・啓発についても行います。

### 〈届出対象建設工事〉

建設工事の種類	届出対象規模
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

### 〈特定建設資材〉

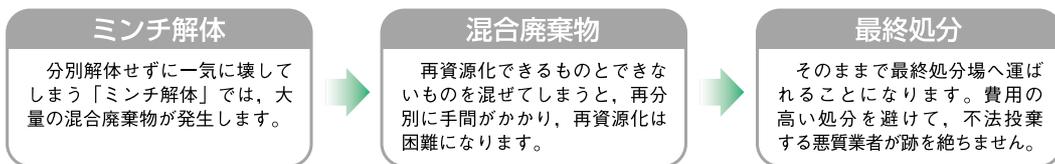
- ①コンクリート ②木材 ③アスファルト・コンクリート



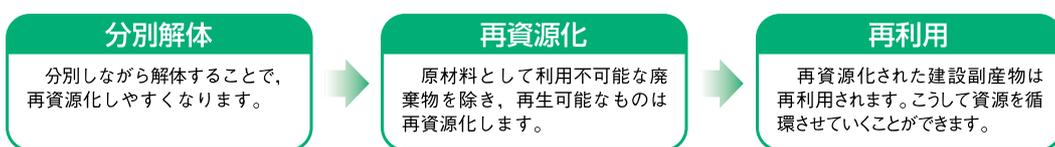
- 適切な**分別解体等の実施とマニフェストの交付**
- **アスベスト含有物の適正な処理の徹底**
- **中間処理業者の受入基準に適合した分別排出の実施**
- **解体時、内装材に木材が含まれている場合において、分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等を取り外した上で、当該木材を取り外すことの徹底**



#### ●建設リサイクル法施行前



#### ●建設リサイクル法施行後



## 6 PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導【継続】

PCB廃棄物の保管・使用事業場について、その保管状況を把握し、適正保管・適正処理の指導を行います。

平成18年10月から、政府系特殊会社の日本環境安全事業(株) (JESCO) による大阪PCB廃棄物処理施設が稼働し、平成21年11月からは京都市域に保管されている高濃度で重量が10キログラム以上のトランス類及びコンデンサ類、PCB油の処理が開始されました。

京都市では、これらPCB廃棄物の保管事業者に対して、処理が完了するまでの間に紛失や破損による漏洩事故がないよう、適正保管について指導を行います。

なお、低濃度のPCB汚染電気機器、蛍光灯安定器、感圧複写紙等については、処理方法がいまだ確立されておらず、引き続き保管が必要なことから、そのことについての理解を求めつつ、適正保管の指導を行います。



- 関係者以外の者が容易に立入ることができないよう、**囲い等のある場所で保管**
- 保管場所に「**廃PCB保管**」、「**管理者氏名**」、「**管理者連絡先**」などを記載した**掲示板的設置**
- 廃PCB本体に「**PCB含有**」の表示をし、**受皿や容器に入れて保管**
- **平成28年7月までに処理を完了させること**
- 重電機器等の使用を終えた場合は、**当該機器等が低濃度PCB汚染物の可能性についてメーカーから確認することや確認できない場合には絶縁油中のPCB濃度を測定すること**





## ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理体制

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機として、その毒性が問題となったことから、昭和49年に製造・輸入・使用が原則禁止されました。

その後、廃棄物となったPCBは長期間にわたり処理体制が進展しなかったため保管が続いていました。

このため、国では平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」を制定し、処理体制の速やかな整備と確実に適正な処理を推進するために、国内に5か所の広域処理施設を整備し、平成28年7月までに処理を終了する予定として、保管事業者に対して終了期間内の処理を義務付けています。京都市域に保管されている高圧トランス等の高濃度PCB廃棄物は、大阪市に設置している広域処理施設において処理されています。

なお、国ではPCB廃棄物の処理について事業実施期間内に円滑に推進するために、中小事業者を対象に処理費用を軽減する制度を設けています。

### <広域処理施設>

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業実施期間
北九州	北九州市若松区 響町1丁目	沖縄県、九州、 四国、中国 【17県】	高圧トランス等、 廃PCB等及び PCB汚染物等	1.5トン/日 (PCB分解量) ----- 10.4トン/日 (PCB汚染物等 重量)	H16.12 ~H28.3
豊田	豊田市細谷町 3丁目	東海 【4県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	1.6トン/日 (PCB分解量)	H17.9 ~H28.3
東京	江東区青海 2丁目地先	南関東 【1都3県】	高圧トランス等、 廃PCB等及び 蛍光灯安定器	2.0トン/日 (PCB分解量)	H17.11 ~H28.3
大阪	大阪市此花区 北港白津2丁目	近畿 【2府4県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	2.0トン/日 (PCB分解量)	H18.10 ~H28.3
北海道	室蘭市仲町	北海道、東北 北関東、北陸 【1道15県】	高圧トランス等 及び廃PCB等	1.8トン/日 (PCB分解量)	H20.5 ~H28.3



## 7 産業廃棄物保管用地の監視【継続】

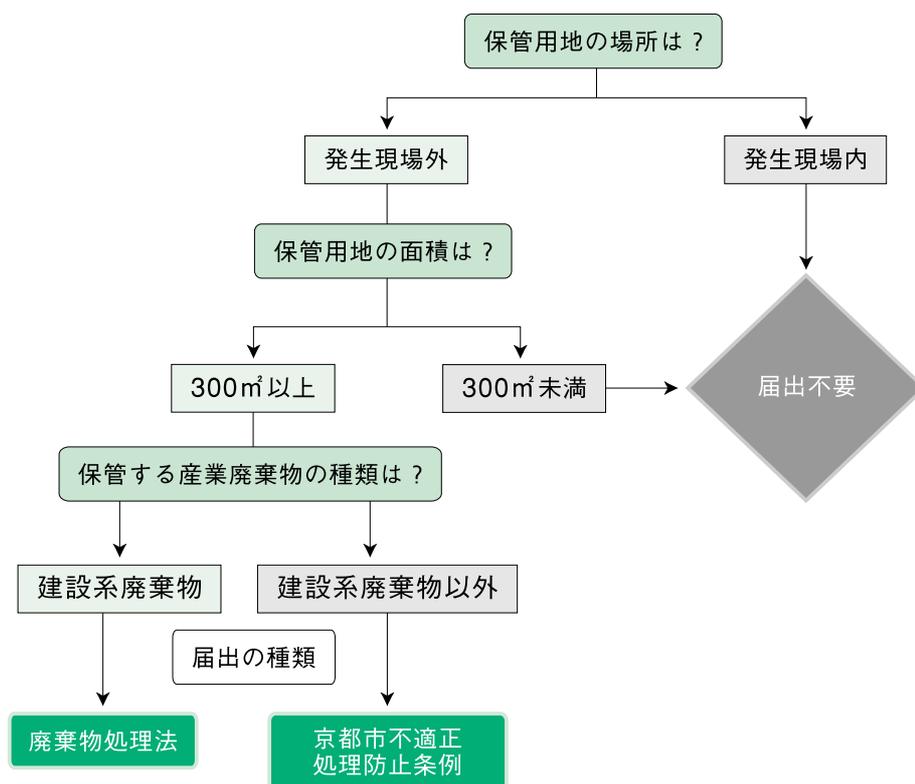
廃棄物処理法及び京都市産業廃棄物不適正処理防止条例に基づく届出制度などを利用して、産業廃棄物保管用地の監視を行い、不法投棄等の発生を未然に防止します。

京都市では、産業廃棄物が排出事業場以外の場所に搬入され、堆積されたままになると、結果として不法投棄につながることから、廃棄物処理法や京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例に基づき届出を義務付けられた市内の産業廃棄物保管用地の巡回パトロールを継続し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止します。

### 届出制度の概要

廃棄物処理法及び京都市産業廃棄物不適正処理防止条例では、健全で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに良好な生活環境を確保するため、排出事業者が事業活動に伴い生じた産業廃棄物を発生現場以外の用地で自ら保管しようとするとき、その保管用地について必要な事項を届け出ることを定めています。

産業廃棄物保管用地の届出手続きフロー図



## 8 違反行為に対する厳正・迅速な対応（警察等との連携）【継続】

不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にし、厳正かつ迅速に対応します。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動しています。また不法投棄の多くは処理業者でなく無許可業者によるものであり、しかも巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきています。

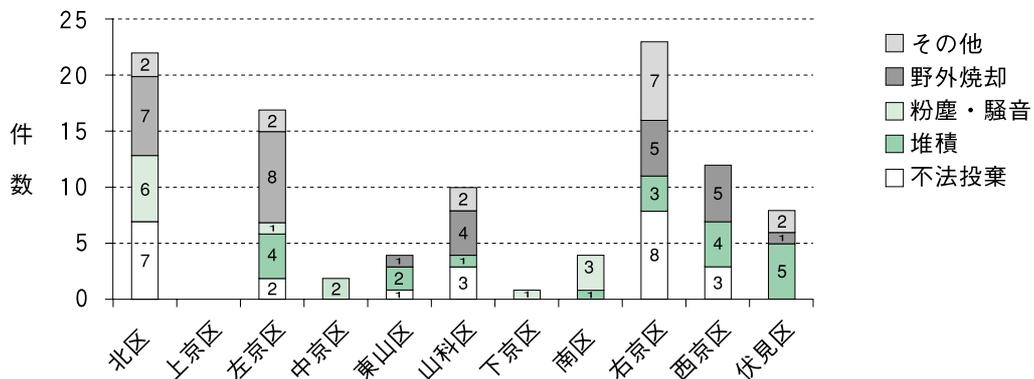
このため、京都市は、京都府、近隣自治体及び警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。



### 不適正処理の状況

近年、大規模な不法投棄や野外焼却はなくなりましたが、小規模な不法投棄や野外焼却などは依然として発生しています。京都市は、パトロールや市民からの通報により不適正処理を把握した場合、厳正かつ迅速に対応しています。

行政区別の不適正処理の状況を見ると、右京区や北区等の市中心部から離れた地域が多く、不適正処理の主なものは、野外焼却が最も多く33件で34%を占め、次いで堆積26件（27%）、不法投棄24件（24%）となっています。（野外焼却については、ドラム缶でのたき火や構造基準を満たさない施設での焼却なども含まれます。）



パトロールや通報により把握した不適正処理の状況（平成20年度）

京都市は産業廃棄物の野外焼却など不適正処理に関する情報を探知した場合、夜間や休日においても監視活動を行っています。

## 2 処理業者に対する施策

### 1 優良な処理業者の育成に向けた情報公開（排出事業者等への情報発信）の推進【新規】

廃棄物処理法の改正により、一定の基準を満たす者は優良処理業者として評価され、優良処理業者には許可期限の延長の特例が設けられました。

本市では、処理業者の事業内容に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取組に関する情報などについて、本市ホームページに公開し、排出事業者への「見える化」を進めることにより、優良な処理業者の育成を図ります。

平成22年度の廃棄物処理法の改正により政省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者に対して、許可期間の特例（通常5年間の期間を7年とするもの）を適用する制度が設けられました。

これは、これまでの国の優良評価制度から移行したもので、新たな基準は、従前の基準（遵法性、情報公開及び環境保全への取組の各基準）に、電子マニフェストへの対応や財務体制の健全性などが新たな審査項目として追加されています。

この新たな基準を直ちに全て満たすことは容易ではないと考えられることから、今後、京都市では、現行の「産業廃棄物自主行動計画」を改め、本市独自の基準又は評価項目を設定するなどして、これに適合・合致する処理業者の情報を公開し、市民や排出事業者からの信頼を高めるため「見える化」を進めるとともに、排出事業者が処理業者を適切に選択することを容易にして、優良な処理業者の育成を図ります。

#### 基準又は評価項目の具体例

- ・インターネットHP等による情報発信、処理の「見える化」の取組、料金表の公開、施設見学受入状況
- ・加入団体、従業員教育、従業員の環境関連資格検定試験の合格状況
- ・技術開発、電子マニフェスト導入状況
- ・環境マネジメント認証取得、熱回収やグリーン購入の実施状況、施設緑化の取組、低公害車の導入やエコドライブの取組
- ・地方税納税状況 等





## 2 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施【充実】

適正処理と施設の良い維持管理の確保について指導を徹底し、また、不適正処理を未然に防止するため、すべての積替保管施設や処理施設への立入りを定期的の実施します。

京都市は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者や排出事業者が設置する施設への立入りをしています。立入りでは、産業廃棄物の保管状況や施設の稼働・維持管理状況を確認するとともに、無届の施設設置や構造変更がないかについても確認をしています。

今後は、定期的な立入りを実施して、より一層不適正処理の未然防止に努め、法令の定める基準に適合しない場合には改善指導を行って、適正処理と良い維持管理を確保していきます。

なお、違法行為があった場合には、措置命令や処分基準に基づく許可取消しなど、厳しく対応していきます。

## 3 循環型社会ビジネスに対する振興支援【継続】

下水汚泥や動植物性残渣など産業廃棄物の有効活用に向けて先進的に取り組む循環型社会ビジネスに対し、「京の環境みらい創生事業」などを活用し振興を図ります。

廃棄物の更なる有効活用に向けて、環境に配慮した新技術を用いて事業化に取り組む循環型社会ビジネスに対して、京都市の事業化支援施策の活用など側面から支援を行います。

### 事業化支援施策

#### ◆京の環境みらい創生事業

先進的な環境政策を進めるため、「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する先進的な取組に関するアイデアを公募し、最長3年間にわたり最大で1000万円の事業資金を助成しています。

#### ◆京都市ベンチャー企業目利き委員会

次の時代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘、育成するため、起業化を考えた方の事業性、技術・アイデアなどを評価、支援するもので、Aランク認定を受けると研究開発補助金の交付など様々な支援策が受けられます。

#### 4 公共関与による適正処理の確保【継続】

埋立処分場や焼却施設は、新たに確保することが非常に困難です。  
そのため、引き続き大阪湾圏域広域処理場整備事業及び（株）京都環境保全公社への支援を継続していきます。

産業廃棄物の埋立処分場や焼却施設は、適正処理に必要な施設ですが、設置や維持管理に費用を要することや完成までに時間がかかることから新たに確保することが非常に困難です。

そのため、京都市は、市域から排出される産業廃棄物の適正処理の確保と良好な環境保全のための不可欠な社会資本である埋立処分場を運営する大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）について、広域処理の推進と長期安定的な処分場の確保を図るため、近畿の自治体と連携して、引き続き出資等を行い、その事業に参画していきます。

また、市内の中小事業者から排出される産業廃棄物の受け皿として、焼却から最終処分まで一貫して運営する（株）京都環境保全公社に対して、京都府と連携して、引き続き出資等の支援をしていきます。



##### フェニックス計画神戸沖処分場

所在地：神戸市東灘区向洋町地先  
埋立面積：88ha  
埋立容量：1,500万m<sup>3</sup>  
受入基準：可燃性の廃棄物は焼却したもの  
不燃性の廃棄物は破碎したもの



##### (株)京都環境保全公社 (伏見環境保全センター)

所在地：京都市伏見区横大路千両松町126番地  
事業内容：①焼却 ②固形燃料製造 ③破碎  
④発泡スチロールの減容固化  
⑤選別  
処理対象物：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、  
木くず、廃油、医療系廃棄物など

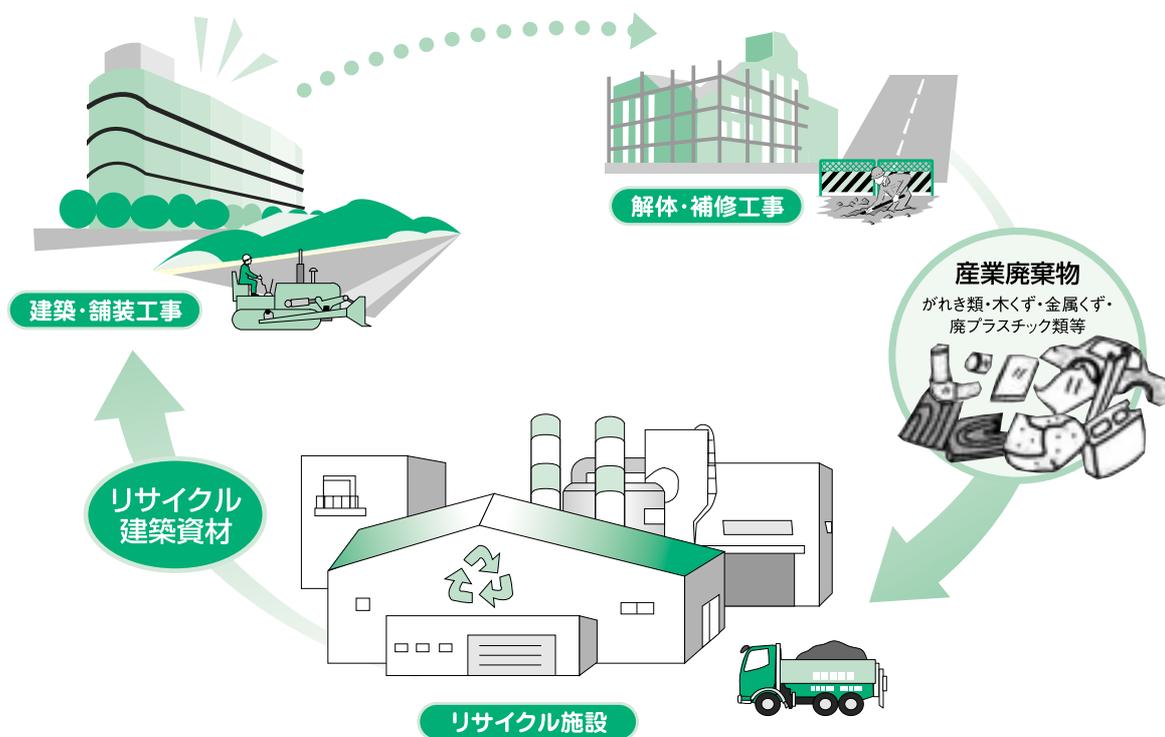


## 5 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進【継続】

市発注工事においてリサイクル資材の利用促進を図ります。

リサイクルの推進には、リサイクル資材の利用拡大が必要であり、京都市では、市発注工事でのリサイクル資材の利用を引き続き促進しています。

京都市の工事発注部局と環境部局で構成する「京都市建設副産物対策協議会」において、建設副産物の排出抑制や再資源化について連絡調整や情報交換を行うとともに、リサイクル資材の規格や利用基準の検討などを行い、リサイクル資材の利用促進と適正処理の確保を図ります。



## 6 違反行為に対する厳正・迅速な処分等（警察等との連携）【継続】

不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にするとともに、処分基準を明らかにして、厳正かつ迅速に対応します。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動するものであり、また不法投棄は巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきています。

このため、京都市は、京都府、近隣自治体及び警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、処分基準を明らかにして、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。

※ 京都府、近隣自治体及び警察と連携し、府県境において定期的に路上検問を実施しています。

路上検問では、不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物の積載内容、積載重量や搬出入先等を manifests により確認するとともに、運搬途中において廃棄物が飛散流出しないよう指導しています。

### <府県境における路上検問のようす>



manifestsの提示を求めているところ



燃料に不正軽油使用の有無を確認するため、燃料を抜き取っているところ



### 3 市民に対する施策

#### 1 啓発や環境教育の効果的な実施【充実】

市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識の醸成を、より一層効果的に推進します。

京都市では、総合的な環境学習の場である「環境フォーラムきょうと」の開催や産業廃棄物処理施設見学会の開催を通じて、産業廃棄物処理に対する市民意識の高揚に努めてきました。

しかし、ダイオキシン問題や不法投棄が社会問題化された時代から、社会経済情勢が変化してきている現在においては、次のような観点も考慮しながら排出事業者や処理業者と共同して環境教育や環境学習を進めていくことが、市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識を得るために効果的であります。

- ア 産業廃棄物の処理の流れを見学することにより、多くの産業廃棄物がリサイクルにつながっていること。
- イ 産業廃棄物処理施設だけでなく、一般廃棄物処理施設、排出事業者の処理施設についても、施設見学の対象とすること。
- ウ 「循環型社会」だけでなく、「低炭素社会」や「自然共生社会」という観点からも産業廃棄物処理を理解する内容とすること。
- エ 今後のまちづくりを担う将来世代となる小中学生を主たる対象とすること。



「夏休み親子さんばい講座」  
小中学生によるリサイクル施設見学  
平成22年8月3日実施  
参加者：22名



「環境フォーラムきょうと」  
リサイクル取組事例展示会場  
平成23年2月26日実施  
参加者：約500名



## 2 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応【充実】

産業廃棄物の不適正処理や事故の未然防止に積極的に取り組みます。しかしながら、産業廃棄物の不適正処理等により地域の環境に著しい悪影響が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市民の安心・安全を確保するため、一連の情報を公開するとともに、支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をします。

産業廃棄物の不適正処理等については、排出事業者や処理業者への指導を徹底し、その発生を未然に防ぐことが重要です。

しかしながら、万一、産業廃棄物の不適正処理等により地域の環境に著しい悪影響が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市民の安心・安全を確保するため、大気汚染、水質汚濁、悪臭などを専門とする学識経験者から意見を聴取のうえ対応策を検討し、それら一連の情報を公開するとともに、行政代執行による支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をします。

### <京都市西京区における行政代執行事例（平成10年）>



行政代執行前



行政代執行後

# 実効性ある施策の推進のために

## 1 取組指標の設定

循環型社会を構築していくためには、まずは排出事業場において発生量を抑制することが重要であり、次に、発生した産業廃棄物は可能な限り再生利用を行い、埋立処分量を削減していかなければなりません。

埋立処分量の半減を目指し、平成20年度の実態調査結果（推計）を基準として、発生抑制率、再生利用率及び埋立処分率について次のように取組指標を設定し、本計画で定める施策を推進していきます。

目標項目	平成20年度 (基準値)	平成27年度 (中間目標値)	平成32年度 (最終目標値)
発生抑制率	2,718千トン	7%減 (2,528千トン)	12%減 (2,392千トン)
再生利用率	44% (1,187千トン)	45% (1.0ポイント増)	46% (2.0ポイント増)
埋立処分率	4.3% (116千トン)	2.8% (1.5ポイント減)	2.3% (2.0ポイント減)

発生した産業廃棄物のうち、汚泥には水分が多く含まれています。この汚泥に含まれている水分を除いた場合、再生利用率は次のようになります。

項目	平成20年度	平成27年度	平成32年度
再生利用率	87%	89% (2.0ポイント増)	91% (4.0ポイント増)

## 2 京都市産業廃棄物3R推進協議会（仮称）の設置

産業廃棄物処理施策の実施状況について定期的な報告と点検を行うとともに、循環型社会の構築を促進する観点から自治体として国への政策提案も行うため、新たに学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する京都市産業廃棄物3R推進協議会（仮称）を設置します。

なお、これに伴い、「環境フォーラムきょうと」等これまで市民啓発事業の実施を担ってきた京都市産業廃棄物連絡協議会は発展的に解消します。

### 3 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導

事業所から発生する産業廃棄物の3Rや適正処理を効果的に推進するには、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導が必要です。

第4次産業廃棄物処理指導計画の策定に当たっては、循環型社会推進基本計画との統合を検討します。



#### 京都市の一般廃棄物の現状

京都市域における一般家庭や事業場から排出され京都市施設において受け入れた一般廃棄物の量は表に示すとおりです。

平成8年度と平成13年度を比べると横ばいですが、平成13年度と平成20年度を比べると大きく減少しています。減少した背景には平成18年度の家ごみの有料指定袋制の導入や平成19年度のプラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大など、様々な取組が進められたことにあります。

	平成8年度	平成13年度	平成20年度
京都市受入量（千トン）	791	776	574

平成22年度からは、一般廃棄物処理業者が収集するマンションや事業場についても、分別排出と透明袋による排出の徹底を進めており、さらに排出量は減少しています。



## 災害時でも安心な廃棄物処理体制の構築

京都市では、「京都市災害廃棄物処理計画」及び対応マニュアルを定め、災害時に発生する多量の廃棄物について、被災者の救援やまちの復興に支障が生じないように、円滑、迅速かつ適切に処理することとしています。

災害の内容や規模によっては、京都市だけでなく市民や事業者の協力を得て廃棄物処理を行う必要があるため、産業廃棄物処理業者の団体とも協力支援体制を整備し、災害時でも安心な廃棄物処理体制の構築に万全を期していきます。

### <産業廃棄物処理業者の団体による災害廃棄物処理支援の状況> (平成16年10月：台風23号被災地にて)



災害時に出る多量の廃棄物



産業廃棄物処理業者の団体と協力して、多量の廃棄物を迅速かつ適切に処理します。

**資料 1** 循環型社会の構築に向けた関係法令の概要

**資料 2** 廃棄物とは

1. 廃棄物の分類
2. 産業廃棄物の種類と具体例
3. 産業廃棄物の主なリサイクル事例
4. 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

**資料 3** 産業廃棄物の現状

1. 市域における産業廃棄物の発生状況
  - (1) 産業廃棄物の種類別・業種別発生量
  - (2) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別発生量
  - (3) 多量排出事業者の状況
2. 産業廃棄物の処理状況
  - (1) 産業廃棄物処理フロー図
  - (2) 全体の処理状況
  - (3) 種類別・業種別の減量化率・再生利用率・埋立処分率
3. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の現状
  - (1) 産業廃棄物許可業者の現状
  - (2) 産業廃棄物処理施設の設置状況
4. 市域内・外への流出入状況（広域移動）

**資料 4** 用語集

**資料 5** 第3次指導計画骨子案に対する主な市民意見と本市の考え方

**資料 6** 京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会

1. 委員名簿
2. 検討経過

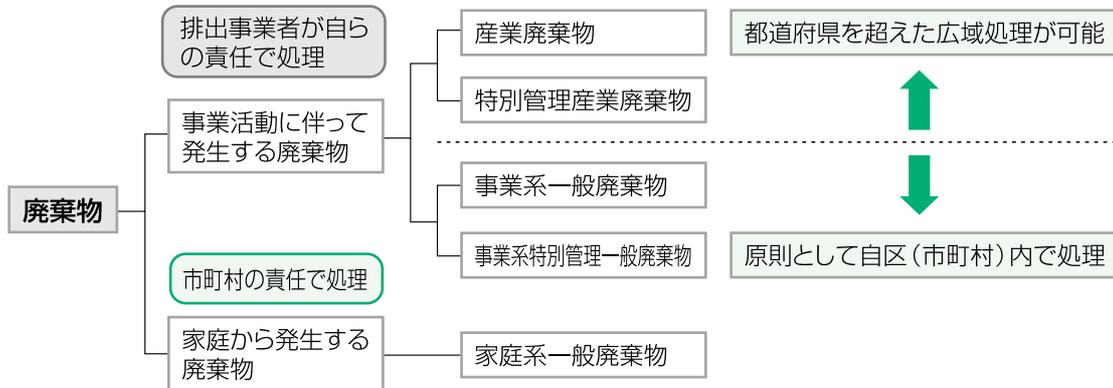
## 資料 1 循環型社会の構築に向けた関係法令の概要

略称, 正式名称, 公布	概 要
<b>環境基本法</b> 平成5年11月19日 (法律第91号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境の保全についての基本理念を規定</li> <li>○地球環境保全を含めた環境政策の基本的方向を示す基本法</li> </ul>
<b>循環型社会形成推進基本法</b> 平成12年6月2日 (法律第110号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会の形成の推進に関する基本原則を規定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制</li> <li>・循環資源の循環的利用</li> <li>・天然資源の消費抑制</li> <li>・環境負荷の低減</li> </ul> </li> <li>○処理の「優先順位」を法定化               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発生抑制 (2) 再使用 (3) 再生利用</li> <li>(4) 熱回収 (5) 適正処理</li> </ul> </li> <li>○事業者は製品が使用済となった後まで責任を負う「拡大生産者責任」の原則を確立</li> </ul>
<b>廃棄物処理法</b> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 昭和45年12月25日 (法律第137号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の排出抑制</li> <li>○廃棄物の適正処理</li> <li>○排出事業者責任の明確化</li> <li>○廃棄物処理施設に対する規制</li> <li>○廃棄物処理業者に対する規制</li> </ul>
<b>資源有効利用促進法</b> 「資源の有効な利用の促進に関する法律」 平成3年4月26日 (法律第48号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者による製品の回収・リサイクルの実施</li> <li>○製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制</li> <li>○回収した製品からの部品等の再使用の促進</li> <li>○副産物の有効利用の促進</li> </ul>
<b>容器包装リサイクル法</b> 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」 平成7年6月16日 (法律第112号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者は分別排出</li> <li>○市町村による分別収集</li> <li>○製造・利用業者による再商品化の実施</li> </ul>
<b>家電リサイクル法</b> 「特定家庭用機器再商品化法」 平成10年6月5日 (法律第97号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者は対象製品を小売業者等に引き渡し, 収集・再商品化に関する費用を負担</li> <li>○小売業者は消費者より対象製品を引き取り, 製造業者等に引き渡す義務</li> <li>○製造業者等は対象製品の引き取りと再商品化の義務</li> </ul>
<b>食品リサイクル法</b> 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」 平成12年6月7日 (法律第116号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品の製造・加工・販売業者による食品廃棄物の減量, 再資源化, 熱回収の促進</li> <li>○食品廃棄物の年間発生量が100トン以上の大規模事業者には再資源化率(再生利用実施率)などの報告を義務付け</li> </ul>
<b>建設リサイクル法</b> 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 平成12年5月31日 (法律第104号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象建設工事の発注者は元請業者と書面による契約書を締結し, 契約書には解体工事及び再資源化等に要する費用を明記</li> <li>○元請業者は分別解体等, 再資源化等を実施し, 再資源化等が完了したときは発注者に書面で報告</li> </ul>
<b>自動車リサイクル法</b> 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」 平成14年7月12日 (法律第87号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者は新車購入時に再資源化等に要する費用を預託し, 使用済自動車となった場合には引き取り業者(販売店, 整備事業者等)への引き渡しを義務付け</li> <li>○引き取り業者は使用済自動車の所有者からの引き取り, フロン類回収業者, 解体業者等への引き渡しを義務付け</li> <li>○製造業者等はシュレッダーダスト等の引き取り, 再資源等の実施の義務</li> </ul>



## 資料 2 廃棄物とは

### 1. 廃棄物の分類



### 2. 産業廃棄物の種類と具体例

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、次のようなものが産業廃棄物として定められています。

	<b>燃え殻</b> 使用済み活性炭や灰	<b>ばいじん</b> ダスト・粉塵	<b>鉱さい</b> 不良鉱石など	<b>汚泥</b> 下水を浄化したときに出る泥 工事現場で余った泥状コンクリート	<b>ガラス・陶磁器くず</b> 空き瓶・ガラスのショーケース 窓ガラス・板ガラス・お茶碗・ 屋根の瓦・レンガ など
	<b>廃油</b> 機械を動かす油・石けん アルコールなどの溶剤	<b>廃酸</b> 塩酸・硫酸 車のバッテリー	<b>廃アルカリ</b> 写真の現像液・ 水酸化ナトリウム液	<b>金属くず</b> 空き缶・鉄くず・スチールロッカー お店の看板(金属製)・ワイヤーなど	<b>廃プラスチック類</b> 電化製品や携帯電話の外装・タイヤ 化繊の衣服・発泡スチロールなど
					<b>ゴムくず</b> ゴムチューブなど (天然ゴムのみ)
<b>業種限定</b>	<b>建設業(新築,改装,増築など)</b>				
		<b>紙くず</b> 建物の新築・改装(リフォーム)・増築・解体したときに出てくる壁紙・柱・床など	<b>木くず</b> 建設廃材	<b>繊維くず</b>	<b>がれき類</b>
<b>業種限定</b>	<b>製造業</b>				
		<b>紙くず</b> 紙製造業での紙くず	<b>木くず</b> 木材・木製品・パルプ製造くず	<b>繊維くず</b> 繊維工業での木綿・羊毛くず	<b>動植物性残さ</b> 食品製造業からの果実しぼりかすなど
<b>業種限定</b>	<b>と畜場,食鳥処理場 畜産農業,畜産類似業</b>				
		<b>動物系固形不要物</b> 牛・豚などの食べられない部分	<b>動物のふん尿</b> 牛・鶏・豚にわたりのふん	<b>動物の死体</b> 牛・鶏・豚にわたりの死体	
		上記19種類の産業廃棄物を処理したもの(例:コンクリートで有害金属を固めて封したのもの)			





種類	具 体 例
燃え殻	石炭殻、廃活性炭、焼却灰 等
ばいじん	ばい煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で捕集されたもの
鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物廃砂、不良鉱石 等
汚 泥	製造工程等から生じる泥状物、排水処理汚泥、メッキ汚泥 等
ガラスくず・ コンクリートくず* 及び陶磁器くず	板ガラスくず、陶磁器くず（レンガ、かわら、タイル）、石膏ボード コンクリート二次製品製造業者から排出される不良品（U字溝、ブロック 等） （※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものはがれき類）
廃 油	廃潤滑油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹼 等
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃鉛バッテリー液、廃定着液 等
廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、自動車不凍液 等
金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、研磨くず、半田かす 等
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、合成繊維くず、塩ビ管、廃タイヤ 等
ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る。（合成ゴムは廃プラスチック類）
紙くず	工作物の新築、改築、除去等に伴って生じる紙くず（壁紙、障子紙等） 紙製品製造業印刷物加工業等から生じる紙くず （※ 事務所、店舗から生ずる紙くずは一般廃棄物）
木くず	工作物の新築、改築、除去等に伴って生じる木くず 製材業、木製品製造業等から生じる木くず（木片、かんなくず等） 貨物の流通のために使用したもの（パレット、梱包材）
繊維くず	繊維工業から生じる木綿や羊毛等の天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じるコンクリートの破片 等
動植物性残さ	食料品、医薬品製造業等から生じるのりかす、醸造かす 等
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から生じる牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業から生じる牛、馬、豚、ニワトリ等のふん尿
動物の死体	畜産農業、畜産類似業から生じる牛、馬、豚、ニワトリ等の死体
政令第13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの



### 3. 産業廃棄物の主なリサイクル事例

産業廃棄物	リサイクル工程	用途
<b>紙くず</b> 	水溶解 → 異物除去 → 脱墨・漂白 → パルプ → 抄紙 → 乾燥 → <b>再生紙</b>	新聞紙 トイレット ペーパー 段ボール等
<b>木くず</b> 	切削 → 金属除去 → 粒度調整 → 蒸解 → 漂白 → ほぐし → パルプ → 抄紙 → 乾燥 → <b>洋紙, 家庭紙</b>	ティッシュ ペーパー 紙袋等
	破碎 → 金属除去 → 乾燥 → 粒度調整 → 接着剤塗布 → 熱圧成形 → <b>パーティクルボード</b>	家具等
	破碎 → 金属除去 → 粒度調整 → <b>小片チップ</b>	燃料 家畜敷料
	炭化 (加熱焼成) → 水蒸気賦活 → 粉碎 → <b>粉末活性炭</b>	消臭剤, ダイオキシン 吸着剤等
<b>金属くず</b> 	・切断 ・破碎 → 熔解 → 精錬(酸化・還元による不純物除去) → 鑄造(成型) → 加熱圧延 → <b>鋼材</b>	建築資材 金属製品等
<b>がれき類</b> 	破碎 → 金属除去 → 粒度調整 → <b>再生碎石</b>	道路路盤材 舗装材等
<b>廃プラスチック類</b>  + <b>紙くず</b> 	破碎 → 混合・攪拌 → 圧縮固化 → <b>固形燃料</b>	ボイラ燃料



産業廃棄物	リサイクル工程	用途
<b>ガラスくず</b> 	<b>ビン（無色，茶色）</b> 破碎 → ケイ砂+ソーダ灰+石灰石 → 溶解 → <b>ガラス</b>	ビン原料
	<b>板ガラス，有色ビン（茶色以外）</b> ① 破碎 → 溶解 → 繊維状成形 → <b>グラスウール</b> ② 破碎 → 粉碎 → <b>カレット</b>	①断熱材 ②舗装材
<b>汚泥</b> 	<b>建設系無機汚泥</b> 汚泥・砂利分離 → 汚泥を凝集沈殿 → 沈殿汚泥の脱水 → 脱水ケーキ → セメント+石灰混合攪拌 → 養生 → <b>改良土</b>	宅地造成等 土木資材
	<b>下水道汚泥</b> 脱水 → 乾燥 → 炭化 → <b>肥料</b>	土壌改良材
	<b>下水道汚泥</b> 脱水 → 熔融 → 冷却 → <b>石材化熔融スラグ</b>	道路路盤材 アスファルト骨材等
	<b>有機性汚泥</b> 嫌気性発酵 → 硫化水素除去 → <b>メタンガス</b>	ボイラ燃料 発電燃料
<b>廃プラスチック類</b> 	<b>発泡スチロール</b> 異物除去 → 破碎 → 加熱減容 → <b>再生ポリスチレン</b>	プラスチック 製品原料
	<b>ペットボトル</b> 選別 → 粉碎 → 洗浄 → 異物除去 → 乾燥 → <b>①フレーク</b> → 粒状 → <b>②ペレット</b>	①卵パック， ペットボトル ②化学繊維 原料
	<b>塩化ビニル</b> 洗浄 → 粉碎 → 造粒 → 加熱成形 → <b>再生塩化ビニル</b>	建築資材等



産業廃棄物	リサイクル工程	用途
<p><b>廃油</b></p> 	<p><b>廃食用油 (1)</b></p> <p>エステル交換(メタノール+アルカリ触媒混合攪拌) → 比重差分離(グリセリン除去)</p> <p>→ 粗エステル洗浄 → 比重差分離(水分除去) → <b>バイオディーゼル燃料</b></p> <hr/> <p><b>廃食用油 (2)</b></p> <p>ケン化(水酸化ナトリウム添加) → 加熱攪拌 → 成型・熟成 → <b>石鹼</b></p> <hr/> <p><b>廃鉱物油</b></p> <p>異物除去 → 加熱(油水分離) → <b>再生油</b></p>	<p>軽油自動車代替燃料</p> <hr/> <p>固形石鹼</p> <hr/> <p>ボイラ用燃料</p>
<p><b>動植物性残さ</b></p> 	<p>異物除去 → 混合攪拌 → 水分除去 → 油分除去</p> <p>→ 乾燥 → 粉碎 → <b>肥料, 飼料</b></p> <hr/> <p>異物除去 → 破碎 → 水分調整</p> <p>→ 嫌気性発酵 → 硫化水素除去 → <b>①バイオガス</b></p> <p>↓</p> <p>発酵残さの脱水 → <b>②肥料</b></p>	<p>土壤改良材 家畜飼料</p> <hr/> <p>①ボイラ・発電燃料</p> <p>②土壤改良材</p>
<p><b>廃蛍光灯</b></p> 	<p>粗水銀 → 焙焼 → <b>①水銀回収</b></p> <p>↑</p> <p>破碎 → 選別 → 洗浄 → 熔融 → <b>②グラスウール状成形</b></p> <p>↓</p> <p>アルミ口金 → 焙焼 → <b>③アルミ回収</b></p>	<p>①金属水銀</p> <p>②断熱材</p> <p>③アルミニウム原料</p>
<p><b>廃乾電池</b></p> 	<p><b>①水銀回収</b>   <b>②炭素棒回収</b></p> <p>↑   ↑</p> <p>異物除去 → 焙焼 → 解砕 → <b>③鉄回収</b></p> <p>↓</p> <p><b>④マンガン, 亜鉛回収</b></p>	<p>①水銀試薬</p> <p>②燃料</p> <p>③鉄スクラップ原料</p> <p>④亜鉛地金</p>



#### 4. 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

廃棄物の種類		具体例
廃油（燃えやすい廃油）		揮発油類、灯油類、軽油等類など引火点が70℃以下の廃油
廃酸		著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下）
廃アルカリ		著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上）
感染性産業廃棄物		医療関係機関等から発生し、人が感染し又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが付着、塗布、染み込んでいる金属くず、紙くず等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものであって基準に適合しないもの
	廃石綿等	飛散性の吹き付け石綿、石綿含有断熱材等
	特定施設から生じたもの又は当該施設を設置する事業場から生じたもの及びこれらを処分するために処理したものであって、下記の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」に適合しないもの	
	廃油（廃溶剤）	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン
	燃え殻 ばいじん	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類
	汚泥  廃酸	水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベン、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類
	廃アルカリ	
	鉍さい	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン

### 資料3 産業廃棄物の現状

#### 1. 市域における産業廃棄物の発生状況

##### (1) 産業廃棄物の種類別・業種別発生量

平成20年度の産業廃棄物の発生量は2,718千トンであり、全国の発生量419.4百万トン（平成19年度：環境省）の0.6%に相当しています。

種類別では、汚泥1,432千トン（52.7%）、がれき類837千トン（30.8%）の2種類で8割以上を占め、廃プラスチック類81千トン（3.0%）、ガラス・陶磁器くず等69千トン（2.5%）などがこれに次いでいます。

業種別では、上下水道業が1,205千トン（44.3%）を占め、以下、建設業が1,019千トン（37.5%）、製造業384千トン（14.1%）となっており、これら3業種で全体の9割以上を占めています。

内訳表 産業廃棄物種類別・業種別の発生量

（単位：t/年）

業種大分類 産業廃棄物の種類	業種別											実績値 H20年度	H19年度 全国値 (千t/年)	
	漁業・ 農業・ 林業	鉱業	建設業	製造業	水道業 電気・ガス	運輸 通信業	卸・小売業・ 飲食業	金融・ 保険業	不動産業	（医療以外） サービス業	（医療） サービス業			公務
燃え殻			3	720			15			4			742	2,028
汚泥		5,649	44,548	175,895	1,204,460	38	907		58	417	7	35	1,432,014	185,305
廃油			80	20,965	17	70	5,444		210	1,510	37	686	29,018	3,610
廃酸			71	2,045			154			49	77		2,396	5,662
廃アルカリ			171	2,191		2	296		6	221	230		3,117	2,777
廃プラスチック類	69	1,101	20,745	32,237	72	444	12,121	35	2,426	8,981	2,964		80,594	6,428
紙くず		1	10,699	20,012	12		16		1,102	12			31,852	1,466
木くず		1	48,923	4,285	196	619	1,154	1	10,172	2,262			67,613	5,971
繊維くず			733	322	1	1			29	1			1,086	75
動植物性残さ				53,815			446			3			54,264	3,066
動物系固形不要物							479						479	78
ゴムくず			67							7	20		95	62
金属くず	37	1	19,128	15,879	111	322	2,743	40	6,921	4,437	2,905	53	52,575	11,461
ガラス・陶磁器くず等		1,301	52,372	5,782	85	3	1,455	6	3,768	2,915	744	164	68,594	5,183
鉱さい				37,118									37,118	20,715
がれき類		1	820,793	592	1,628	19	19		13,600	342	68		837,061	60,900
動物のふん尿	2,684												2,684	87,476
動物の死体														197
ばいじん				158	21					1			181	16,964
特別管理産業廃棄物			351	11,700		152	43			756	3,209		16,210	
合計	2,790	8,055	1,018,684	383,716	1,206,603	1,669	25,292	82	38,292	21,318	10,261	938	2,717,693	419,424
全国値(千t/年)	87,836	12,509	77,253	141,613	95,810	697	1,683			1,744	249	30	419,424	

注) 全国値は平成19年度の値である。



## (2) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別発生量

特別管理産業廃棄物の発生量は16千トンであり、全発生量2,718千トンの0.6%に相当しています。

種類別では燃えやすい廃油9.5千トン（59.4%）、感染性廃棄物3.9千トン（24.4%）の2種類で8割以上を占めています。

業種別では製造業が11.7千トン（72.2%）を占め、次いで、医療業が3.2千トン（19.8%）となっています。

内訳表 特別管理産業廃棄物種類別・業種別の発生量

(単位:t/年)

特別管理 産業廃棄物 の種類	業種大分類	農業 林業 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸 通信業	卸 小売業 飲食業	金融 保険業	不動産業	サービス業 (医療以外)	サービス業 (医療)	公務	H20年度 実績値
廃油(燃えやすい廃油)					9,351			3			122	5		9,481
廃酸(pH2.0以下)					1,226		76	37			7	6		1,352
廃アルカリ(pH12.5以下)					151			3						154
感染性廃棄物					110		76				482	3,196		3,865
特定有害 産業廃棄物	特定(廃石綿)			238							2			240
	特定(廃油)			1	32						56			88
	特定(燃え殻)				788						8			796
	特定(ばいじん)										48			48
	特定(汚泥)				37						29			66
	特定(廃酸)			17	4						2	1		25
	特定(廃アルカリ)			94							0	0		95
合計		0	0	350	11,699	0	152	43	0	0	758	3,210	0	16,211





### (3) 多量排出事業者の状況

多量排出事業者における産業廃棄物の種類別・業種別の発生量は1,569千トンであり、全発生量2,718千トンの57.7%を占めています。

種類別では、汚泥が1,254千トン（79.9%）と最も多く、次いで、がれき類197千トン（12.6%）となっており、この2種類で9割以上を占めています。

業種別では、電気・ガス・水道業が最も多く1,204千トン（76.7%）、次いで、建設業（15.4%）、製造業（7.6%）となっています。

内訳表 種類別・業種別の発生量

（単位:t/年）

産業廃棄物の種類	業種大分類	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸 通信業	サービス業 (医療以外)	サービス業 (医療)	H20年度 実績値
燃え殻		274	428			1		703
汚泥		15,094	34,189	1,204,460		19	3	1,253,766
廃油		14	5,162	12		3		5,191
廃酸		0	22			14		37
廃アルカリ			11			3		14
廃プラスチック類		4,746	8,652			635	235	14,268
紙くず		2,345	3,763			8		6,116
木くず		10,521	108			351		10,979
繊維くず		165	0			1		167
動植物性残さ			19,960			1		19,961
動物系固形不要物								0
ゴムくず								0
金属くず		3,556	1,743			269	2	5,570
ガラス・陶磁器くず等		8,169	1,901			177	23	10,270
鋳さい			36,850					36,850
がれき類		197,048	9			54		197,111
動物のふん尿								0
動物の死体								0
ばいじん			158					158
特別管理産業廃棄物		46	6,305		76	198	1,505	8,132
合計		241,977	119,262	1,204,472	76	1,733	1,768	1,569,292

また、多量排出事業者における特別管理産業廃棄物の発生量は8.1千トンありました。種類別では、燃えやすい廃油4.6千トン（56.8%）と最も多く、次いで、感染性廃棄物1.5千トン（18.5%）、廃酸1.0千トン（12.3%）でこれら3種類で約9割を占めています。

業種別では、製造業が6.3千トン（77.8%）で、次いで、医療業1.5千トン（18.5%）でこの2業種で9割以上を占めています。

内訳表 種類別・業種別の発生量

(単位:t/年)

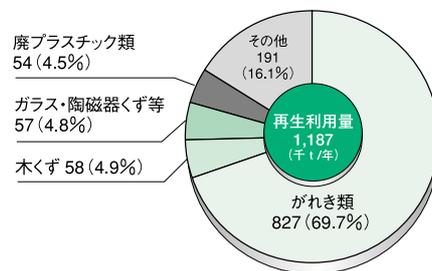
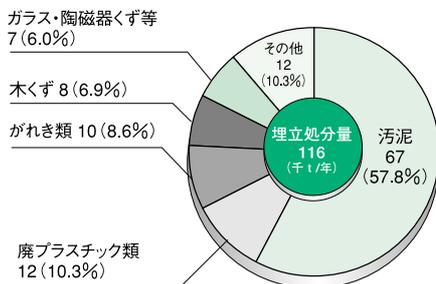
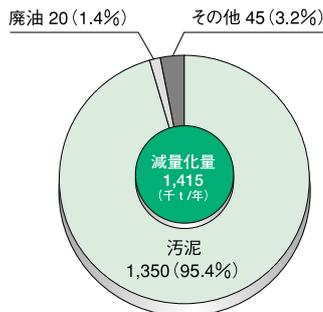
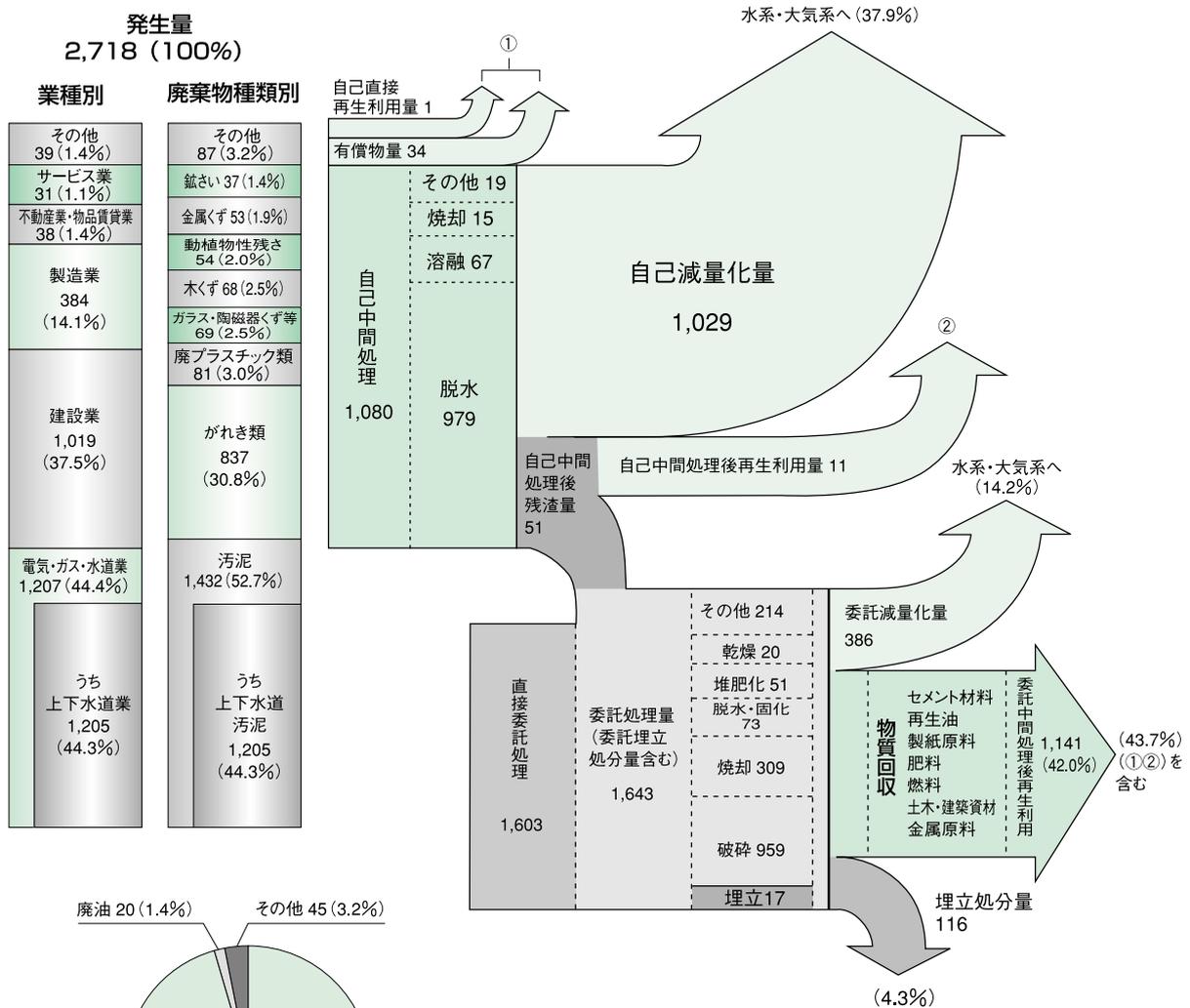
特別 産業廃棄物の種類	業種大分類						H20年度 実績値
	建設業	製造業	運輸 通信業	サービス業 (医療以外)	サービス業 (医療)		
廃油(燃えやすい廃油)		4,507		119	4	4,630	
廃酸(pH2.0以下)		958	76	7	6	1,047	
廃アルカリ(pH12.5以下)		58		0		58	
感染性廃棄物		1		19	1,495	1,515	
特定有害産業廃棄物	特定(廃石綿)	46				46	
	特定(廃油)		9		43	51	
	特定(燃え殻)		736		8	744	
	特定(ばいじん)					0	
	特定(汚泥)		37			37	
	特定(廃酸)				2	2	
	特定(廃アルカリ)					0	
合計	46	6,305	76	198	1,505	8,130	



## 2. 産業廃棄物の処理状況

### (1) 産業廃棄物処理フロー図

(単位：千トン)



## (2) 全体の処理状況

平成20年度における産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却などの中間処理により発生量2,718千トンの52.1%に相当する1,415千トンが減量化され、その約7割に当たる1,029千トンは排出事業者自ら減量化したものです。

一方、有用物として自ら利用又は他人に有償売却したものが35千トンあり、排出事業者または処分業者によって中間処理された後に再生利用（再資源化）された分1,152千トンを含めると、発生量の43.7%に相当する1,187千トンが再生利用されたこととなります。

最終的に、発生量の4.3%に相当する116千トンが埋立処分されていました。

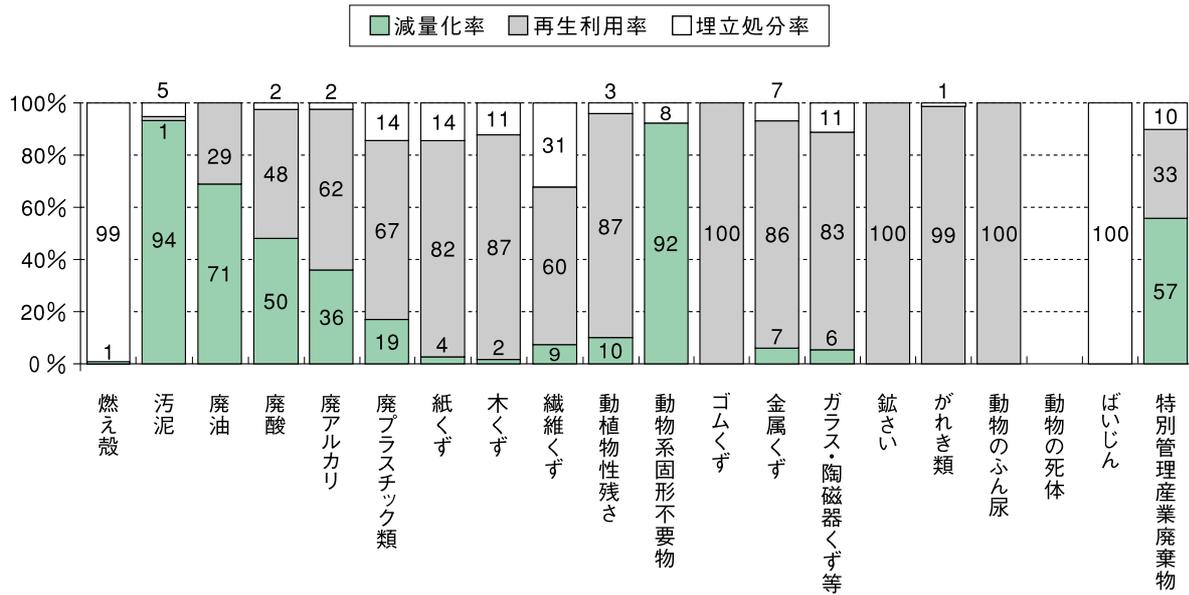




### (3) 種類別・業種別の減量化率・再生利用率・埋立処分率

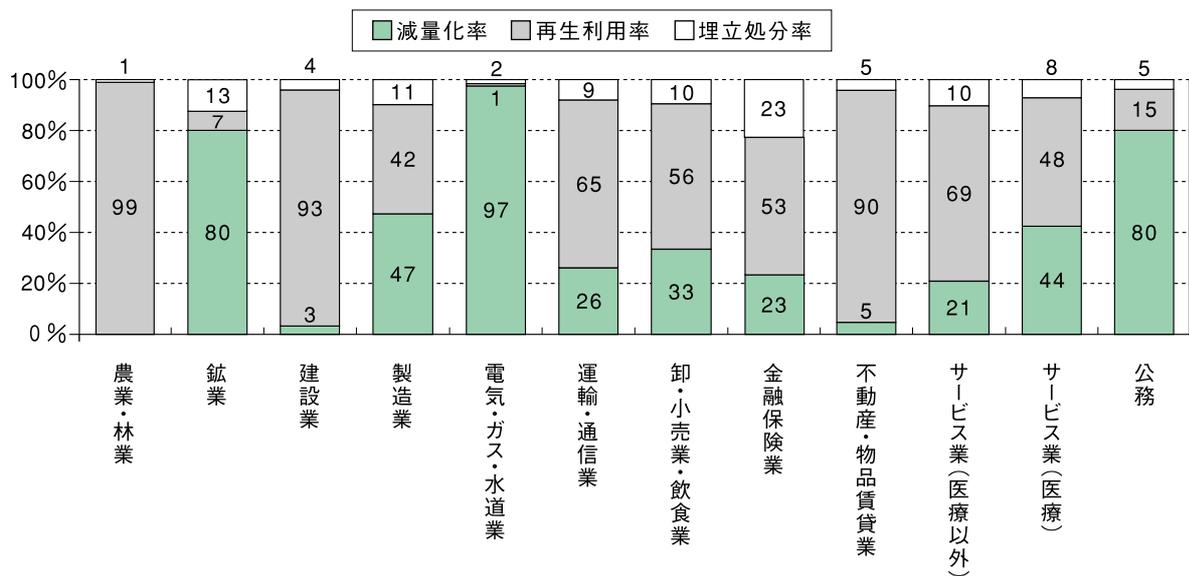
図資1に示すように、各産業廃棄物の発生量に対する再生利用率の高い種類は、鋳さい(100%)、がれき類(99%)、木くず(87%)、金属くず(86%)であり、埋立処分率が高いものは、ばいじん(100%)、燃え殻(99%)、繊維くず(31%)となっています。

図資1 種類別の減量化率・再生利用率・埋立処分率(平成20年度)



また、図資2に示すように、業種別でみると、再生利用率が高い業種は、農業・林業(99%)、建設業(93%)、不動産業・物品賃貸業(90%)であり、埋立処分率が高い業種は金融・保険業(23%)、鋳業(13%)、製造業(11%)、卸・小売業・飲食業(10%)となっています。

図資2 業種別の減量化率・再生利用率・埋立処分率(平成20年度)



### 3. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の現状

#### (1) 産業廃棄物許可業者の現状

京都市長が許可している産業廃棄物処理業者は延べ2,960件であり、そのうち約98%が収集運搬業者となっています。

内訳表 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物許可業者件数 (平成22年12月末現在)

業 種	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬	2,601	307
(うち積替保管を含む)	(63)	(3)
中間処理	49	3
合 計	2,650	310

#### (2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に規定される産業廃棄物処理施設を設置する場合は、許可を受けることが必要とされています。

産業廃棄物の中間処理施設を設置している事業者は、排出事業者が5件、処理業許可業者が49件ありますが、一事業者で複数の処理施設を設置している者、また、焼却施設や破碎施設は一施設で複数の処理施設に該当するものがあるため、合計は一致していません。

内訳表 産業廃棄物処理施設の設置状況

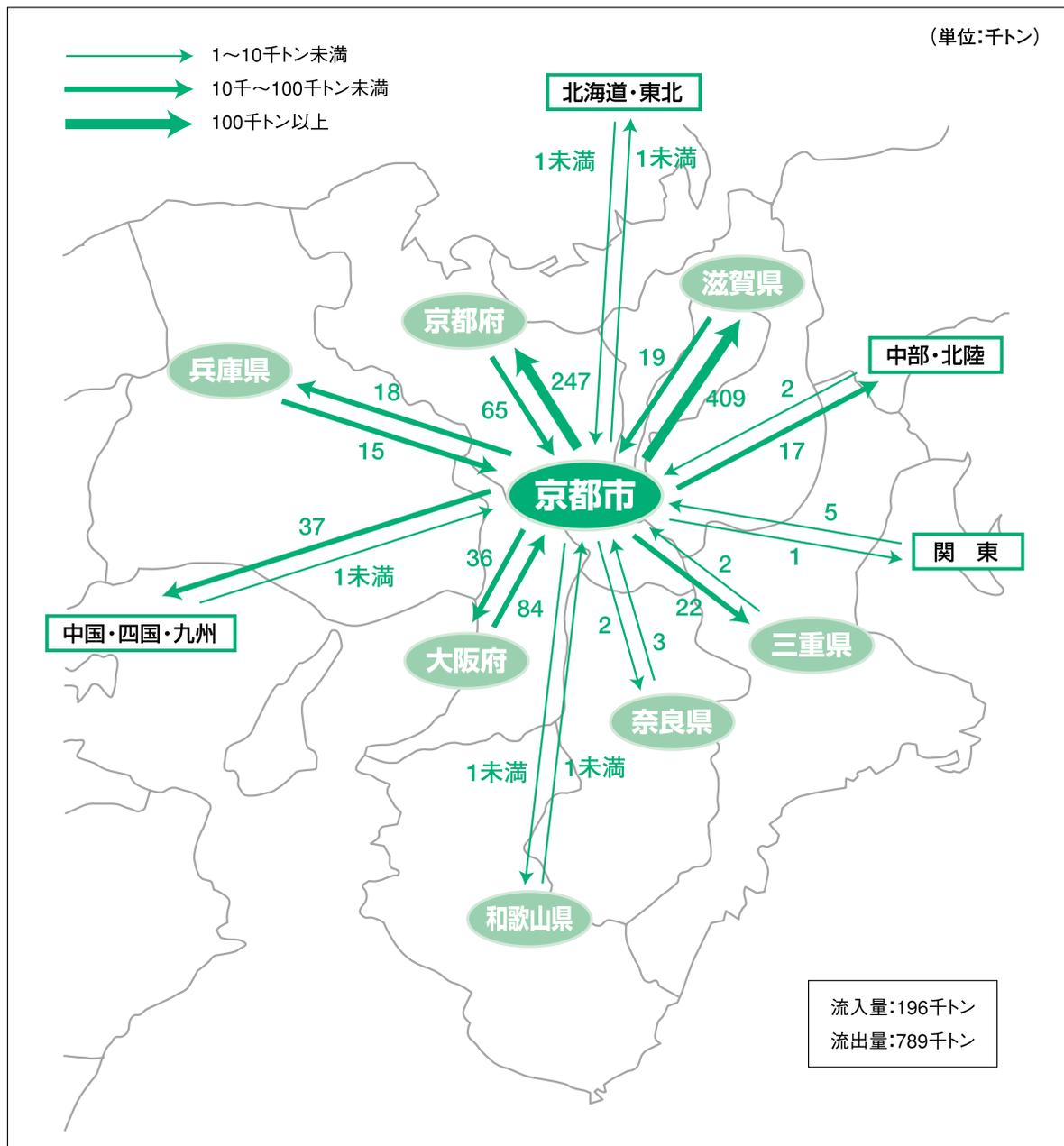
施設の種類の	排出事業者		処理業者		合 計		
	事業者数	能 力	事業者数	能 力	事業者数	能 力	
法定施設	汚泥の脱水	3	602(t / 日)	1	251(t / 日)	4	853(t / 日)
	汚泥の焼却			2	23.5(t / 日)	2	23.5(t / 日)
	廃油の焼却	1	1.4(m <sup>3</sup> /日)	2	24(m <sup>3</sup> /日)	3	25.4(m <sup>3</sup> /日)
	廃プラスチック類の破碎			6	683(t / 日)	6	683(t / 日)
	廃プラスチック類の焼却	1	2.4(t / 日)	2	110(t / 日)	3	112.4(t / 日)
	木くずの破碎			13	676(t / 日)	13	676(t / 日)
	がれき類の破碎			18	9,494(t / 日)	18	9,494(t / 日)
	シアン化合物の分解	1	0.13(m <sup>3</sup> /日)			1	0.13(m <sup>3</sup> /日)
	その他の焼却	1	3.6(t / 日)	2	78(t / 日)	3	81.6(t / 日)
法定外施設	未指定施設						
	汚泥(無機性)の固化			4	3,216(m <sup>3</sup> /日)	4	3,216(m <sup>3</sup> /日)
	堆肥化			2	19(t / 日)	2	19(t / 日)
	廃油の分級再生			1	9(m <sup>3</sup> /日)	1	9(m <sup>3</sup> /日)
	固形燃料化			5	1,074(t / 日)	5	1,074(t / 日)
	発泡スチロールの減容固化			5	5.7(t / 日)	5	5.7(t / 日)
	金属くず切断, ガラス破碎等			5	229(t / 日)	5	229(t / 日)
	混合廃棄物の選別			13	5,852(m <sup>3</sup> /日)	13	5,852(m <sup>3</sup> /日)
能力以下施設							
廃プラスチック類の破碎			11	44(t / 日)	11	44(t / 日)	
合 計	7		92		99		

#### 4. 市域内・外への流出入状況（広域移動状況）

市内で発生し、委託処理された産業廃棄物1,643千トンのうち、854千トン（52.0%）が市内で処理され、残り789千トン（48.0%）は市外で処理されていました。

一方、市外で発生し市内で処理された産業廃棄物は196千トンあり、市内に流入した約4倍に相当する量が市外に流出していることとなります。

広域移動状況図



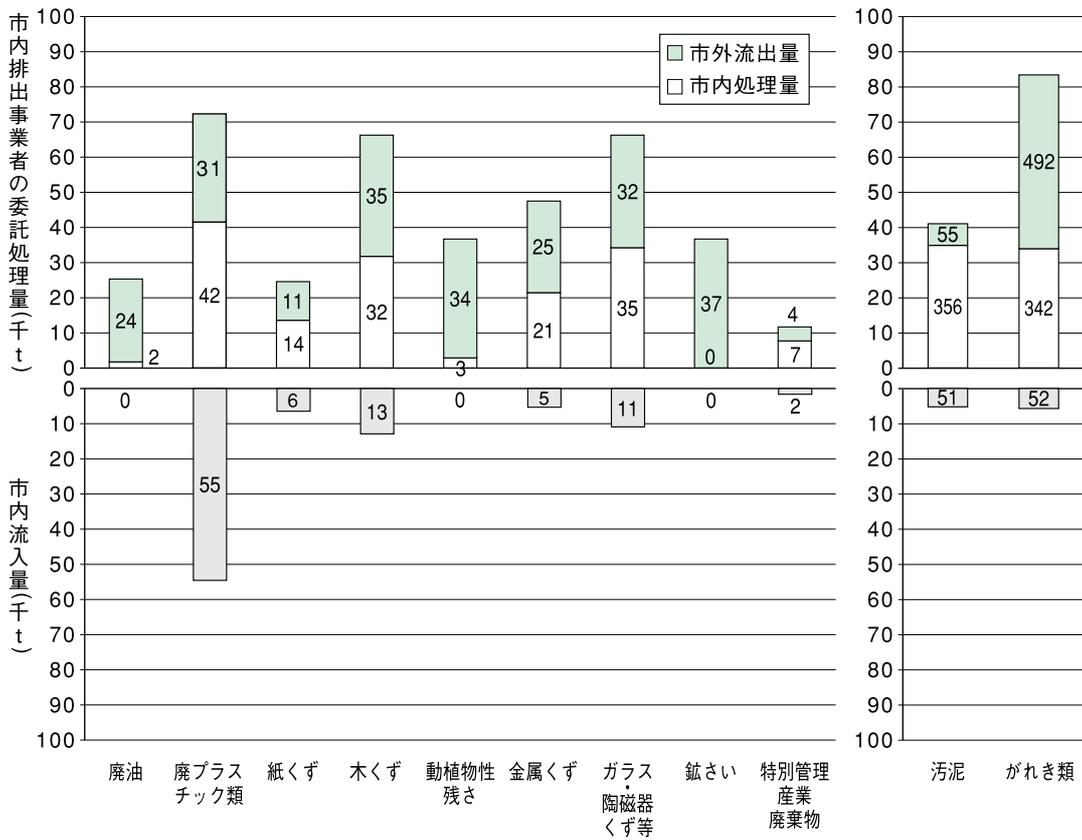


市外での処理量789千トンの委託先は、滋賀県が最も多く409千トン（51.8%）、以下京都市を除く府域247千トン（31.3%）、大阪府36千トン（4.6%）と続き、この3府県で9割近くを占めています。

種類別では、がれき類が最も多く492千トン（62.4%）、次いで汚泥55千トン（7.0%）、鋳さい37千トン（4.9%）で、この3種類で7割以上を占めています。

発生量に対して市外での処理率が高い産業廃棄物は、燃え殻（100.0%）、鋳さい（100.0%）、ばいじん（100.0%）、廃酸（99.4%）、廃油（93.4%）、動植物性残さ（92.0%）、廃アルカリ（88.8%）となっています。

一方、市内に流入した地域としては、大阪府84千トン、市内を除く京都府内65千トン、滋賀県29千トンであり、この3府県で約9割を占めています。



## 資料 4 用語集

- ◆ **廃棄物** 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために 不要になったもののことで、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く固形状から液状に至るすべてのものを含みます。
- ◆ **廃棄物等** 「廃棄物等」とは廃棄物に加えて使用済物品等や副産物も含む概念であり、人の活動に伴い生ずるすべての物を指します（循環型社会形成推進基本法第2条第2項）。循環型社会形成推進基本法では、このような廃棄物等について発生抑制を図るべき旨を規定しています。
- ◆ **産業廃棄物** 事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、法律で定められた20種類のもののほか、輸入された廃棄物をいいます。
- ◆ **特別管理産業廃棄物** 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。
- ◆ **特定有害産業廃棄物** 特別管理産業廃棄物のうち、廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等及び、鉛やカドミウムなどの物質を一定濃度以上含む産業廃棄物をいいます。
- ◆ **排出事業者** 廃棄物を排出する事業者をいいます。
- ◆ **排出事業者の責務** 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理する責務があります。もし、廃棄物が適正に処理されずに環境中に排出される場合、それに起因する環境汚染の直接の原因者である事業者に責務があります。
- ◆ **処理業者** 収集運搬業者、中間処理業者及び埋立処分業者を総称していいます。
- ◆ **中間処理業者** 廃棄物に破砕、脱水、中和、焼却などの処理を行うことによって、減容化、減量化、無害化、安定化することを業として行う者で、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者をいいます。
- ◆ **処理処分施設** 中間処理、埋立処分などを行う施設をいいます。
- ◆ **一般廃棄物** 産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から出るごみ、事業所、商店等から出る紙くず、木くず、梱包に使用したダンボール、飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類、卸小売業から出る野菜くず、魚介類などをいいます。





- ◆ **特別管理一般廃棄物** 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。
- ◆ **発生抑制(リデュース)** 製造工程あるいは原料などの見直しにより、事業場内で廃棄物の発生そのものを抑制することをいいます。
- ◆ **排出抑制** 事業場内における中間処理や廃棄物の有効利用などにより、発生した廃棄物の減量化や資源化を図り、事業者から排出する廃棄物の量を抑制することをいいます。
- ◆ **発生量** 事業活動に伴い発生する産業廃棄物の量(他人に有償売却した量を含む)をいいます。
- ◆ **発生抑制率(%)** 
$$(\text{基準年度の発生量} - \text{対象年度の発生量}) \div \text{基準年度の発生量} \times 100$$
- ◆ **再生利用量** 発生した産業廃棄物のうち、自らの製造工程に利用した量、他人に有償売却した量及び自ら又は委託業者による中間処理により加工し、製品として売却した量をいいます。
- ◆ **再生利用率(%)** 
$$\text{再生利用量} \div \text{発生量} \times 100$$
- ◆ **埋立処分量** 排出事業者自ら又は委託業者により埋立処分された量をいいます。
- ◆ **埋立処分率(%)** 
$$\text{埋立処分量} \div \text{発生量} \times 100$$
- ◆ **循環資源** 廃棄物などのうち有用なものをいいます。
- ◆ **枯渇性資源** 自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上には補給されない天然資源のことをいいます。
- ◆ **災害廃棄物** 一般的に大規模な地震災害や水害により発生した廃棄物をいいますが、廃棄物処理法では明確に定義されていません。

## 資料5 第3次指導計画骨子案に対する主な市民意見と本市の考え方

1. 意見募集期間：平成23年1月31日（月）～2月27日（日）
2. 提出者数：69名（男性63名，女性6名）
3. 意見数：①計画全体：22件 ②関係者の役割及び個別施策：74件  
③施策推進：16件 ④その他：6件 合計118件

主な意見内容		件数	本市の考え方
<b>● 計画全体についての意見</b>			
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念や計画の方向性はよく理解できる。</li> <li>排出事業者，処理業者，市民，行政の役割を明確にし，更なる意識改革を求める計画に賛同する。</li> </ul>	8	循環型社会の構築に向け，排出事業者，処理業者，市民の皆様と共に取り組んで参ります。
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の「ごみ半減プラン」や新地球温暖化対策計画と連携し，総合的に計画を進めてほしい。</li> </ul>	5	京都市循環型社会推進基本計画等との連携を図り，総合的な環境行政の視点を持って，計画を推進して参ります。
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後，更に再資源化を進めるには，対象となる業種や種別を明確にしたうえで，その性質等に応じた再資源化手法について研究を進めることなどが必要である。</li> </ul>	4	再資源化をより一層進めていくためには，業種や事業所の規模等を踏まえた分別排出等の指導を徹底するとともに，再資源化に向けた新たな技術研究の支援を行って参ります。
<b>● 排出事業者の役割や排出事業者に対する施策に関する意見</b>			
4	<p><b>「①排出事業者への指導を充実」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業所の産業廃棄物に対する認識を高めるため，まず，業種に応じた研修会を行政が行うことが必要である。</li> <li>中小事業者には，産業廃棄物と一般廃棄物の違いや3Rの具体例など，初歩的なことから地道に啓発していく必要がある。</li> <li>産業廃棄物を適正にリサイクルルートに乗せるためには，排出事業者への分別指導が不可欠である。</li> </ul>	12	<p>指導の対象を排出規模の小さい事業者に順次拡大していく中で，業種や事業所の規模等も踏まえ，産業廃棄物と一般廃棄物の区分や分別方法なども含めた，分かりやすい啓発を進めて参ります。</p> <p>また，委託した産業廃棄物の処理を実地に確認することが適正処理を確保するうえで重要であることについても指導を徹底します。</p>
5	<p><b>「②委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子マニフェストの普及拡大のための具体的な施策が望まれる。</li> </ul>	3	<p>電子マニフェストは，排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化につながるなどメリットがある一方で，なかなか普及が進んでいないのが実情です。</p> <p>より使いやすい制度となるよう，国や関係機関に働きかけて参ります。</p>
6	<p><b>「③リサイクル施設情報の提供」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事で発生する廃棄物ごとのリサイクル業者リストや，適正処理の方法等が簡単に検索できるようにしてほしい。</li> <li>ユーザーの利用条件やニーズに合ったものとする必要がある。</li> </ul>	4	「リサイクル施設情報の提供」については，排出事業者や処理業者の方々の御意見を聴きながら，使いやすいものとなるよう検討して参ります。



主な意見内容		件数	本市の考え方
<b>● 排出事業者の役割や排出事業者に対する施策に関する意見</b>			
7	<p>「④ 3 R や適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者にとってやりがいのある施策である。</li> <li>公明な評価基準を設定する等、信頼され権威ある制度になるよう期待する。</li> <li>認証した事業者の公表は、多くの市民が知ることができる方法で行ってほしい。</li> </ul>	6	<p>本制度が排出事業者の3 R や適正処理に対するインセンティブになるよう、認証した事業者をより多くの市民に知っていただけるようにして参ります。</p> <p>制度の具体的な内容については、今後、学識経験者、排出事業者、処理業者等で構成する「京都市産業廃棄物3 R 推進協議会」を設置し、意見を聴きながら検討して参ります。</p>
<b>● 処理業者の役割や処理業者に対する施策に関する意見</b>			
8	<p>「① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理業者の「見える化」を進める本施策に賛成である。</li> <li>制度の具体化に当たっては排出事業者をはじめ、多方面の意見の集約をしてほしい。</li> <li>環境モデル都市として、京都らしい優良評価制度を作してほしい。</li> <li>KESやISOの取組実績等も考慮されるのか。</li> <li>処理業者を一律に扱うのではなく優良な処理業者には優遇措置を、不適正処理等をする業者には罰則を適用する等厳しく対応すべきである。</li> <li>優良処理業者として評価した後、適宜チェックをしていく必要があるのではないか。</li> </ul>	15	<p>「優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進」については、今後、学識経験者、排出事業者、処理業者等で構成する「京都市産業廃棄物3 R 推進協議会」において、京都らしい制度となるよう、情報公開の内容や方法等を検討して参ります。</p>
9	<p>「② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賛成である。実効性を確保してほしい。</li> </ul>	1	<p>市域内の処理業者の積替保管施設・処理施設約80箇所に対し、立入指導を計画的に実施して参ります。</p>
<b>● 市民の役割や市民に対する施策に関する意見</b>			
10	<p>「① 啓発や環境教育の効果的な実施」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベントのPRは、多くの市民に行き渡るよう工夫してほしい。</li> <li>施設見学に来るような意識が高い市民ではなく、産業廃棄物を意識していない市民に対する啓発こそが必要である。</li> <li>一般市民にとって産業廃棄物そのものの定義が分かりにくい。</li> <li>産業廃棄物と一般廃棄物の区別で考えるのではなく、ごみ問題全体の観点から分かりやすい啓発・情報提供を行うべきである。</li> <li>建設工事の発注者への啓発も必要ではないか。</li> </ul>	13	<p>啓発・環境教育については、様々な機会をとらえて分かりやすい説明に努めるとともに、内容を産業廃棄物だけに限定せず、必要に応じて環境問題、ごみ問題といった広い観点からのアプローチも取り入れるなど、市民の理解を促進するための工夫を凝らして参ります。</p>



主な意見内容		件数	本市の考え方
<b>● 市民の役割や市民に対する施策に関する意見</b>			
11	<p>「②市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正処理の実態やその原因となる排出事業者の情報を明らかにすることが、不適正処理を許さない世論づくりにつながる。</li> </ul>	1	<p>不適正処理の撲滅には、行政の取組だけでなく、不適正処理を許さない市民意識の醸成が必要です。不適正処理とはどのようなものか、なぜ不適正処理が起こるのか等、市民への不適正処理に関する情報の提供に努めて参ります。</p>
<b>● 京都市の役割に関する意見</b>			
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導・コーディネートに加え、「社会全体に向けた効果的で正確な情報発信」が市の役割として重要である。</li> </ul>	3	<p>3Rと適正処理の推進には、産業廃棄物処理の実情に関する正確な情報を排出事業者、処理業者、市民そして行政が共有することが必要であり、本市においても、各種情報の積極的な提供に努めて参ります。</p>
<b>● 実効性ある施策の推進に関する意見</b>			
13	<p>「①取組指標の設定」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あくまでも埋立処分量を半減させることが目標であって、そのために発生抑制率と埋立処分率を設定するのではないのか。</li> <li>再生利用率も指標に掲げるべきではないのか。</li> <li>京都の経済活動が停滞しないよう取り組んでほしい。</li> </ul>	5	<p>第3次計画においては、自然環境への負荷となる埋立処分場の延命化に資するよう埋立処分量の半減を念頭に置き、再生利用率も含めた新たな取組指標を設定して参ります。</p>
14	<p>「②産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）の設置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進行状況をチェックする体制の確立が必要である。</li> <li>協議会は、計画の進行管理だけでなく、国に政策提言をする組織にすべきである。</li> <li>協議会では、排出事業者など各々が果たすべき役割を果たしているかをチェックするとよい。</li> <li>排出事業者や処理業者が生声を行政に聞いてもらえる場の設定も必要ではないか。</li> </ul>	8	<p>骨子案で掲げた「産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）」については、排出事業者、処理業者、市民、行政が協働して産業廃棄物の3Rを進めて、循環型社会の構築を促進するという観点から、名称を「京都市産業廃棄物3R推進協議会」とするとともに、計画の進ちょく管理にとどまらず、国への政策提案も視野に入れて広く議論を行う場として参ります。</p>
15	<p>「③事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会推進基本計画との統合を目指すのなら、第3次計画の見直し（5年後）の際に作業を開始すべきである。</li> <li>排出事業者指導について、一般廃棄物と産業廃棄物で別々に行わず、1回でしてほしい。</li> </ul>	3	<p>第3次計画については概ね5年で見直しを行う予定であり、その際に循環型社会推進基本計画との統合について検討を行って参ります。</p> <p>事業所から発生する産業廃棄物の3Rや適正処理を効果的に推進していくには、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導が必要と考えます。</p>

## 資料6 京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会

### 1. 委員名簿

氏名	役職等	区分
石田 捨雄	(株)京都環境保全公社 取締役会長	処理業者
市橋 尚	(社)京都府建設業協会 京都支部 建築委員長	排出事業者
稲垣 繁博	京都商工会議所 産業商工部長	排出事業者
岩田 隆	(社)京都府産業廃棄物協会 専務理事	処理業者
内山 土子	(株)京都リビング新聞社 副編集長	マスコミ
岡田 弘文	(社)京都工業会 環境委員会 副委員長	排出事業者
越智 広志	京都府文化環境部循環型社会推進課長	行政
黒坂 則子	同志社大学法学部 准教授(環境法)	学識経験者
◎郡嶌 孝	同志社大学経済学部 教授(環境経済学)	学識経験者
○高岡 昌輝	京都大学工学部 教授(廃棄物処理)	学識経験者
高木 英二	(社)京都府建設業協会 京都支部 土木委員長	排出事業者
高橋かつ子	市民公募委員	市民
山下真貴子	市民公募委員	市民
山本 千晶	市民公募委員	市民

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略, 五十音順)

### 2. 検討経過

委員会開催日等	主な説明事項・検討内容等
第1回 (平成22年08月11日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市産業廃棄物処理指導計画のこれまでの策定状況とその背景</li> <li>・平成20年度産業廃棄物実態調査結果</li> <li>・第2次計画の取組状況</li> <li>・廃棄物処理法改正(平成22年5月)の概要</li> </ul>
第2回 (平成22年11月12日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京都市産業廃棄物処理指導計画骨子(案)について</li> <li>・重点施策の概要について</li> </ul>
第3回 (平成23年01月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(素案)について</li> <li>・第3次京都市産業廃棄物処理指導計画市民意見募集について</li> </ul>
市民意見募集実施	募集期間：平成23年1月31日～2月27日
第4回 (平成23年03月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京都市産業廃棄物処理指導計画市民意見募集の結果について</li> <li>・第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(案)について</li> </ul>



平成23年3月発行

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課

TEL.075-213-0926

京都市印刷物第223299号